

平成25年 省エネルギー基準 ガイドブック

低炭素建築物認定制度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)

省エネ基準概要

スケジュール・改正概要・評価手法・
低炭素建築物認定制度について
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)について…

性能基準による評価

外皮の熱性能基準・簡易計算法・
一次エネルギー消費量基準・仕様例…

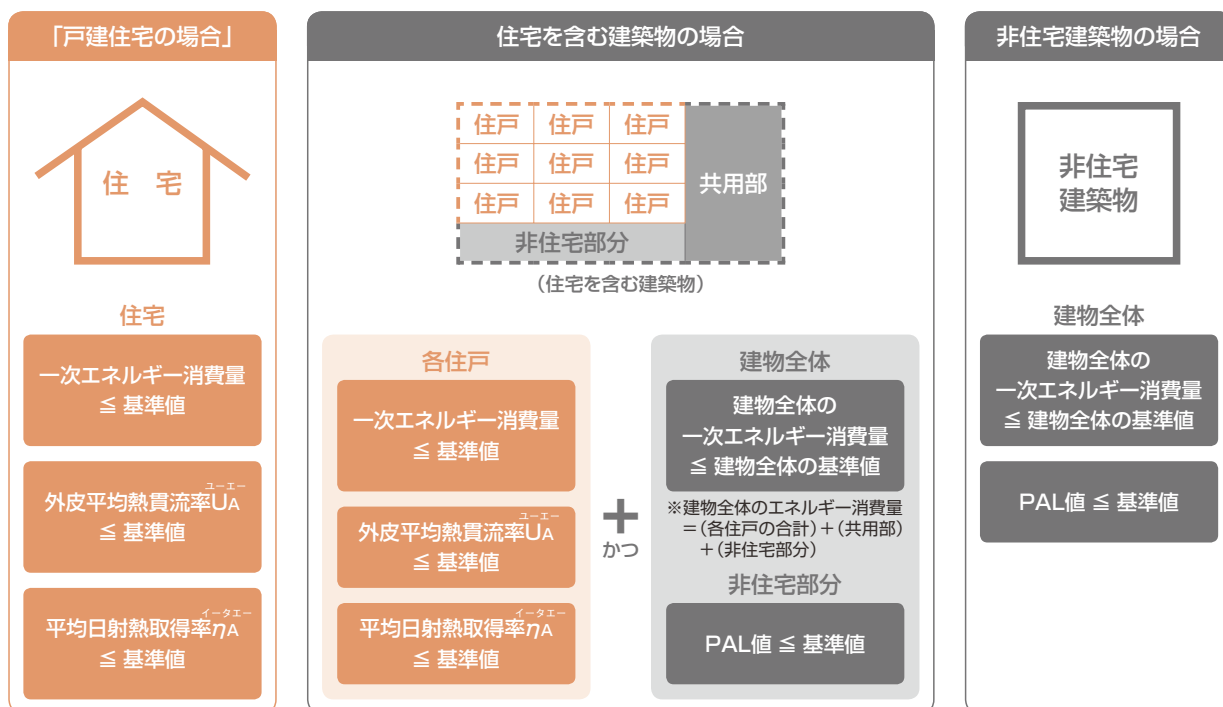
仕様基準による評価

外皮の熱性能基準・
一次エネルギー消費量基準・仕様例…

エネルギー消費量の増加と温室効果ガス排出量の増大を受け、住宅・建築物部門では省エネ・地球温暖化対策の一層の充実が求められています。平成25年に改正された住宅・建築物の省エネルギー基準(平成25年省エネルギー基準)では、従来の建物外皮の基準に加え「一次エネルギー消費量」を指標にすることで、建物全体の省エネ性能をより分かりやすく把握できるように見直されました。また、ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)の将来的な普及に向けて、省エネ基準の段階的な義務化を進めると同時に、誘導基準である低炭素建築物認定制度なども新たに示されました。ここでは、以下の省エネルギー性能の評価単位のうち、主として「戸建住宅の場合」にかかわる内容についてご紹介します。

省エネルギー性能の評価単位

省エネルギー性能の評価単位は建物の用途により異なります。

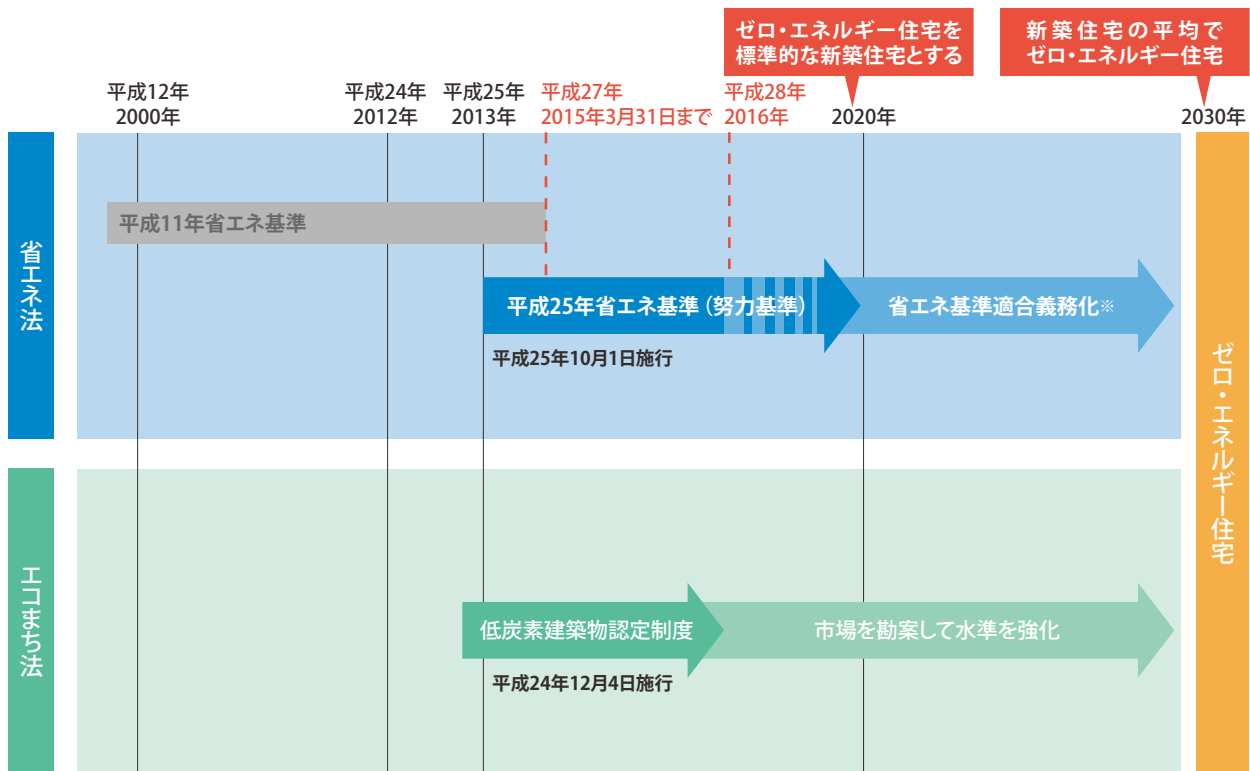


1. 省エネルギー基準の改正について	
1. 省エネルギー基準の導入スケジュール	3
2. 平成25年省エネルギー基準の体系	4
2. 平成25年省エネルギー基準の改正概要	
1. 判定基準の改正	5
2. 平成25年省エネルギー基準の評価手法	7
3. 性能基準 外皮の熱性能基準の評価	
1. 外皮の熱性能基準	9
2. 外皮が満たすべき熱性能に関する基準値	9
3. YKK AP外皮性能計算ソフトのご案内	10
4. 建具とガラスの組合せ	11
4. 性能基準 一次エネルギー消費量基準の評価	
1. 一次エネルギー消費量基準	13
2. 一次エネルギー消費量判定用WEBプログラム	13
5. 低炭素建築物認定制度について	
1. 低炭素住宅の認定制度	19
2. 低炭素住宅基準の認定技術基準(全体構成)	19
3. 低炭素住宅の認定までの流れ	20
4. 認定低炭素住宅の優遇制度について	20
5. 低炭素化対策	21
6. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)について	
1. ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)への対応	23
2. ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)とは?	23
3. ZEH要件(強化外皮基準)	24
4. ZEH要件(基準一次エネルギー消費量を20%以上削減)	24
7. 性能基準 性能基準に適合する仕様例	
25	
8. 仕様基準 外皮の熱性能基準の評価	
1. 外皮の熱性能基準	33
2. 平成11年省エネルギー基準からの変更点	33
3. 開口部の断熱性能基準	34
4. 開口部比率と開口部断熱性能基準の考え方	35
5. 開口部の日射遮蔽性能基準(5・6・7地域〔日Ⅳ・Ⅴ地域〕のみ)	35
9. 仕様基準 外皮基準を満たす仕様例	
1. 開口部の基準を満たす仕様例	37
2. 開口部以外の基準	41
3. 開口部の緩和措置	41
4. 開口部の緩和措置の計算方法	42
10. 仕様基準 一次エネルギー消費量基準の評価	
1. 一次エネルギー消費量基準(設備の仕様基準)	43
2. 仕様基準の適用条件	43
11. 開口部のU値、η値について	
1. 開口部の U 値について	45
2. 開口部の η 値について	46
12. 住宅性能表示制度(温熱環境)と省エネルギー基準の関係	
1. 「等級4」と省エネルギー基準の関係	47
13. 住宅・建築物の省エネルギー基準	
48	

1 省エネルギー基準の改正について

1. 省エネルギー基準の導入スケジュール

平成25年省エネルギー基準と低炭素建築物認定制度は、住宅・建築物全体の省エネ性能の底上げと、より高いレベルであるゼロ・エネルギー住宅の普及を進めるために、ベースとなる基準と誘導基準として定められました。税制優遇や補助金などの支援により段階的に建物の省エネ性能のレベルアップをはかり、2030年には新築住宅の平均でゼロ・エネルギー住宅とすることが国の目標としてかけられています。



平成25年 省エネルギー基準

- ・平成11年省エネルギー基準からの置き換えとなる、ベースとなる基準です。
- ・現在はあくまで努力基準ですが、段階的に義務化されます。
 - ※市場を勘案して別途義務化基準が設定される可能性があります。
 - ※建築物の規模に応じて段階的に義務化される見込みです。

低炭素建築物 認定制度

- ・建築物の低炭素化への誘導基準であり、任意の制度です。
- ・住宅ローン減税や容積率緩和などの優遇・支援措置があります。
→詳しくは19ページ

義務化に向けましては、「住宅・建築物の省エネルギー対策に関する工程表」が示され、2015年7月には、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布されました。本法律は、適合義務、届出等の規制措置については公布の日から2年以内、容積率特例、表示制度等の誘導的措置については公布の日から1年以内の施行予定です。

2. 平成25年省エネルギー基準の体系

平成25年10月1日に施行された平成25年省エネルギー基準では「外皮の熱性能の基準」と「一次エネルギー消費量基準」が求められます。また、平成11年省エネルギー基準同様、「建築主の判断基準※1」と「設計・施工指針※2」の二つが定められており、下図の様な体系となっています。

	外皮の熱性能基準	一次エネルギー消費量基準
平成25年省エネルギー基準	②-1 住宅全体の基準 ●外皮平均熱貫流率 (U_A) ●冷房期の平均日射熱取得率 (η_A)	③-1 一次エネルギー消費量基準
設計・施工指針 (本則)	②-2 住宅全体の基準 部位別仕様表を用いた 外皮性能簡易計算法	平成25年省エネ基準・判断基準 または これと同等以上の評価であること
設計・施工指針 (附則)	②-3 住宅部位ごとの基準 【外皮仕様基準】 ●躯体各部位の断熱性能 ●開口部断熱性能、日射遮蔽性能 ※適用条件：開口部比率	③-2 【設備仕様基準】 ●設備機器仕様の規定 ※適用条件：外皮面積比率

※1 平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号

※2 平成25年国土交通省告示第907号

注) 低炭素建築物認定制度へは「建築主の判断基準」および「設計・施工指針 (本則)」が対応し、「設計・施工指針 (附則)」は対応しません。

平成11年省エネ基準からの変更点は、大きく分けて下記の3つです。

	平成11年省エネルギー基準	平成25年省エネルギー基準
① 地域区分	I～VI地域 (6区分)	1～8地域 (8区分) ※旧I地域、IV地域を各々2区分に細分化
② 外皮の熱性能基準	暖冷房負荷 (熱損失係数 Q 値) 基準 夏期日射取得係数 μ 値基準 【床面積当たりの指標】	外皮平均熱貫流率 U_A 値基準 冷房期平均日射熱取得率 η_A 値基準 【外皮面積当たりの指標】
③ 一次エネルギー消費量基準		外皮性能・設備性能等を加味した 一次エネルギー消費量基準 【住まい全体の省エネ性能を評価する指標】

2

平成25年省エネルギー基準の改正

地域区分の改正

地域区分の詳細は → P.54

平成25年省エネルギー基準の地域区分は、これまでのI地域とIV地域がそれぞれ2つに分かれ、8区分になりました。

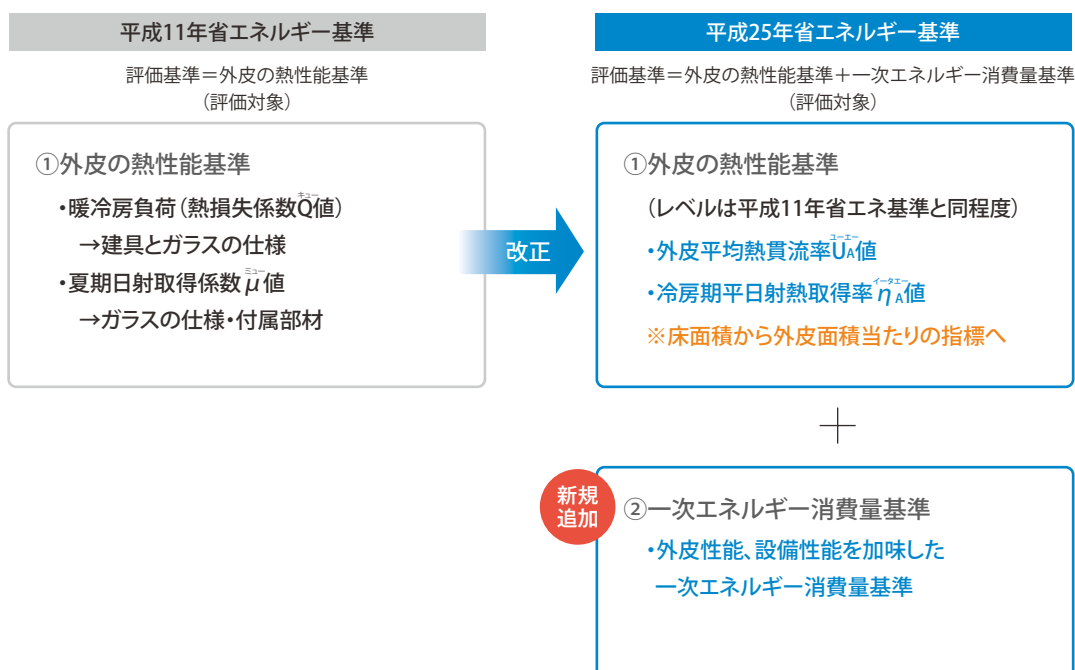
平成11年省エネルギー基準	I地域	II地域	III地域	IV地域	V地域	VI地域		
平成25年省エネルギー基準	1地域	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域	7地域	8地域
代表的な都市	旭川	札幌	盛岡	仙台	新潟	東京 名古屋 大阪	宮崎	沖縄



地域区分名の表記もローマ数字(I,II,III・・・)から、普通の算用数字(1,2,3・・・)に変わりました。

1. 判定基準の改正

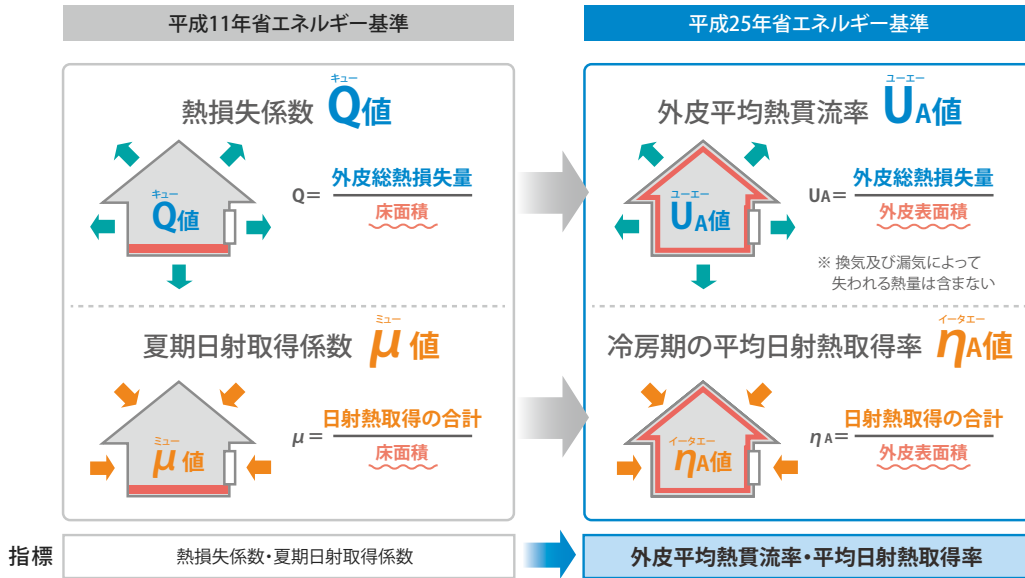
平成25年省エネルギー基準の判定基準は、「外皮の熱性能基準」に加えて「一次エネルギー消費量基準」が加わります。



概要

外皮の熱性能基準

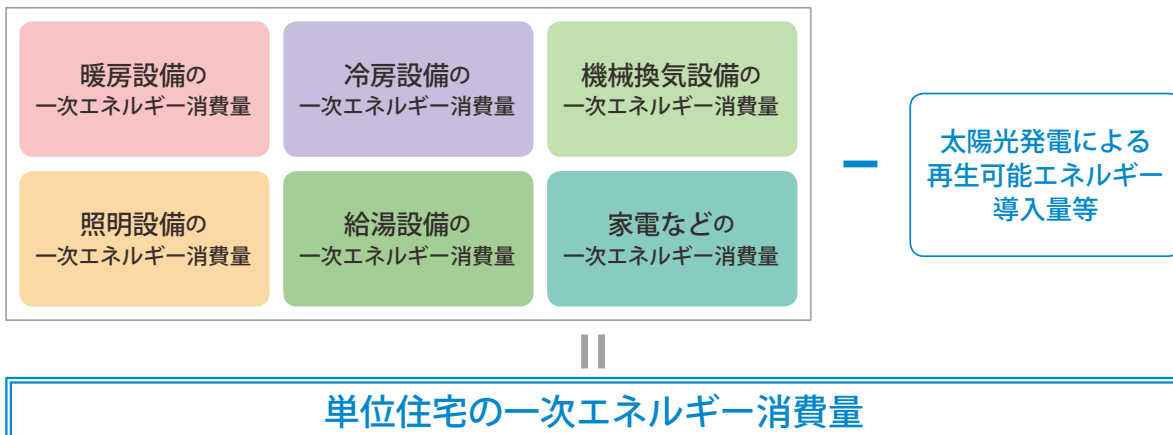
【外皮(窓や壁等)の熱性能を表す指標の変更】



一次エネルギー消費量基準

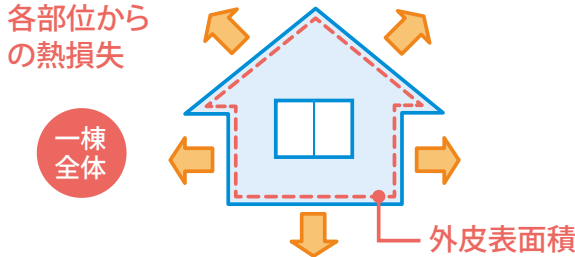
これまでの省エネ基準では、おもに建物の断熱性能を評価していましたが、いくら構造や躯体の断熱性能を高めても、家の中の設備機器が省エネ型でなければ、住まい全体で使うエネルギーは効果的に減らすことができません。そこで新しく採用されるのが、「一次エネルギー消費量」という指標です。設備機器を含めた住まい全体の省エネ性能を評価することで、燃費の良い家を増やしていこうというわけです。一次エネルギー消費量の計算に含まれるのは、冷暖房をはじめ、換気、給湯、照明などの設備機器。それぞれ種類や設置方法、省エネ対策によって、評価が変わってきます。また、太陽光パネルによる再生可能エネルギー発電や、高効率給湯器(エコキュートやエコジョーズなど)、効率の良い照明などの省エネ効果も評価の対象となります。

【単位住宅の一次エネルギー消費量の内訳】



2. 平成25年省エネルギー基準の評価手法

評価手法には「性能基準」「性能基準(簡易計算法)」「仕様基準」の3つがあり、それぞれ外皮基準と一次エネルギー消費量基準の算出方法が異なります。

	性能基準	性能基準(簡易計算法)
外皮基準	<p>各部位からの熱損失</p>  <p>一棟全体</p> <p>外皮表面積</p>	<p>外皮平均熱貫流率(U_A値) =</p> $\frac{\text{総熱損失量}}{\text{外皮表面積}}$
	<p>詳細計算法で、家全体の性能値を計算</p> <p>ひと窓ずつ算出</p>	<p>簡易計算法(部位別仕様表)で、家全体の性能値を計算</p> <p>代表サイズで算出</p>
消費量基準一次エネルギー	<p>WEBプログラムで、一次エネルギー消費量を計算(GJ)</p>	

仕様基準

部位ごと 部位ごと(開口部・壁等)の仕様(性能)をクリアすること

地域	開口部比率	開口部比率の区分	開口部 U 値
1・2・3 地域 【旧Ⅰ・Ⅱ地域】	7%未満	緩和仕様 (い)	2.91 以下
	7%以上 9%未満	現行仕様 (ろ)	2.33 以下
	9%以上 11%未満	強化仕様 (は)	1.90 以下
	11%以上	強化仕様 (に) [*]	1.60 以下
4 地域 【旧Ⅲ地域】	8%未満	緩和仕様 (い)	4.07 以下
	8%以上 11%未満	現行仕様 (ろ)	3.49 以下
	11%以上 13%未満	強化仕様 (は)	2.91 以下
	13%以上	強化仕様 (に) [*]	2.33 以下
5・6・7 地域 【旧Ⅳ・Ⅴ地域】	8%未満	緩和仕様 (い)	6.51 以下
	8%以上 11%未満	現行仕様 (ろ)	4.65 以下
	11%以上 13%未満	強化仕様 (は)	4.07 以下
	13%以上	強化仕様 (に) [*]	3.49 以下

※2015年12月告示予定

各設備ごとの仕様(基準)に適合

3

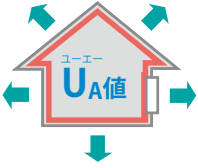
性能基準

外皮の熱性能基準の評価

1. 外皮の熱性能基準

性能基準における外皮基準は、断熱性能(外皮平均熱貫流率 U_A 値)と日射取得性能(冷房期の平均日射熱取得率 η_A 値)を詳細計算で求めます。


外皮平均熱貫流率 U_A 値



各部位(天井または屋根・外壁・床・開口部)から逃げる熱の合計
外皮面積の合計(天井または屋根・外壁・床・開口部の面積合計)

開口部の U 値	天井(屋根)の U 値	外壁の U 値	床の U 値	土間基礎の U 値
×	×	×	×	×
開口部の面積	天井(屋根)の面積	外壁の面積	床の面積	土間基礎の周長
×	×	×	×	×
温度差係数	温度差係数	温度差係数	温度差係数	温度差係数

冷房期の平均日射熱取得率 η_A 値



各部位(天井または屋根・外壁・開口部)から入る日射熱の合計
外皮面積の合計(天井または屋根・外壁・床・開口部の面積合計)

窓の η 値	ドアの η 値	天井(屋根)の η 値	外壁の η 値
×	×	×	×
窓の面積	ドアの面積	天井(屋根)の面積	外壁の面積
×	×	×	×
補正係数	方位係数	方位係数	方位係数
×			
方位係数			

2. 外皮が満たすべき熱性能に関する基準値

外皮の基準値(外皮平均熱貫流率 U_A 値、冷房期の平均日射熱取得率 η_A 値)は、平成25年省エネルギー基準も低炭素住宅基準も同じで、平成11年省エネルギー基準相当です。

●断熱性能・日射遮蔽性能の基準値(クリアしなければならない値)

地域区分	1地域 (旧I a)	2地域 (旧I b)	3地域 (旧II)	4地域 (旧III)	5地域 (旧IVa)	6地域 (旧IVb)	7地域 (旧V)	8地域 (旧VI)
断熱性能 外皮平均熱貫流率 U_A W/(m ² ・K)	0.46以下	0.46以下	0.56以下	0.75以下	0.87以下	0.87以下	0.87以下	基準無
日射遮蔽性能 平均日射熱取得率 η_A	基準無	基準無	基準無	基準無	3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下

※「外皮平均熱貫流率」も「平均日射熱取得率」も数字が小さいほど性能が高いことを表します。

Point 8地域には断熱性能の基準値は設定されていません。
1地域から4地域には日射遮蔽性能の基準値は設定されていません。

※性能基準では、一次エネルギー消費量を算出するために、外皮性能値(q_v ・ m_H 値・ m_c 値)を使用しますので、全地域で、 U_A 値・ η_A 値の算出が必要となります。

3. YKK AP外皮性能計算ソフトのご案内

YKK APでは、外皮性能計算ソフトを無料でご利用いただけます。

省エネルギー基準が改正され「平成25年省エネルギー基準」へ完全移行。建物の外皮性能の算出を伴う複雑な計算が必要になりました。しかも2020年には、省エネルギー基準適合が完全義務化されます。YKK APでは、専用の計算ソフトを皆様に無償提供。省エネルギー基準への対応をサポートしていきます。

PCで誰でもかんたんに算出

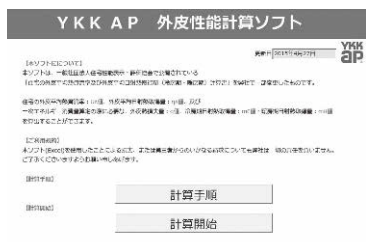
Microsoft® Excel®によるソフトです。

お使いのPCで下記の外皮性能を計算できます。

- 外皮性能値 (U_A 値・ η_A 値)
- 一次エネルギー消費量算出に必要な外皮性能値 (q 値・ m_H 値・ m_C 値)

〈推奨動作環境〉

Microsoft® Excel® 2007以降



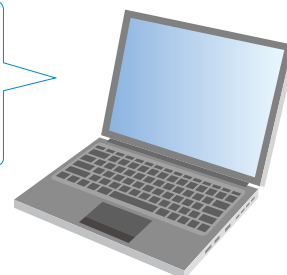
商品名を選ぶだけで入力可能

メニューの中からYKK APの商品名を

選択するだけで入力が可能。

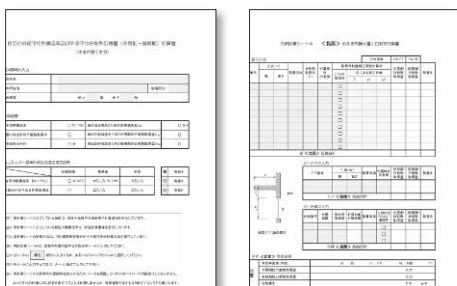
文字を打ち込む手間がかかりません。

APW 430
APW 330
エピソード
エイピア J



評価機関への申請書類もスムーズに作成

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のソフトを基にしているため、入力から連動して申請書類の作成まで行えます。



窓の性能値を精度の高い値で入力することが可能

断熱性能に優れた商品は、「代表試験体」の性能値で入力すると、より高い性能結果が得られます。

このソフトでは「APW 樹脂窓シリーズ」について代表試験体の値で入力できます。

※「仕様規定」の性能値での入力にも対応しています。



▶ 外皮性能計算ソフトはこちらから <http://www.ykkap.co.jp/pro/>



4. 建具とガラスの組合せ

外皮の熱性能計算において、外皮の部位(屋根、天井、外壁、床、基礎、開口部)ごとに設計施工指針別表第1～第7にあげられた仕様に基づく性能値により簡易的に求めることができます。開口部については、別表第7に仕様ごとの熱貫流率 (U) 及び日射熱取得率 (η) の値が示されています。

建具とガラスの組み合わせ例		日射熱取得率			熱貫流率	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド	(単位/1平方メートル・度につき1ワット)	
窓・引戸・框ドア	2枚以上のガラス表面に低放射膜を使用した低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが7ミリメートル以上のものであってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.54	0.34	0.12	1.60
		日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08	
	低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが6ミリメートル以上であってガスが封入されているもの)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10	
	低放射三層複層ガラス(中空層の厚さが9ミリメートル以上であるもの)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10	

→詳しくはP48～53ページ



4

性能基準

一次エネルギー消費量基準

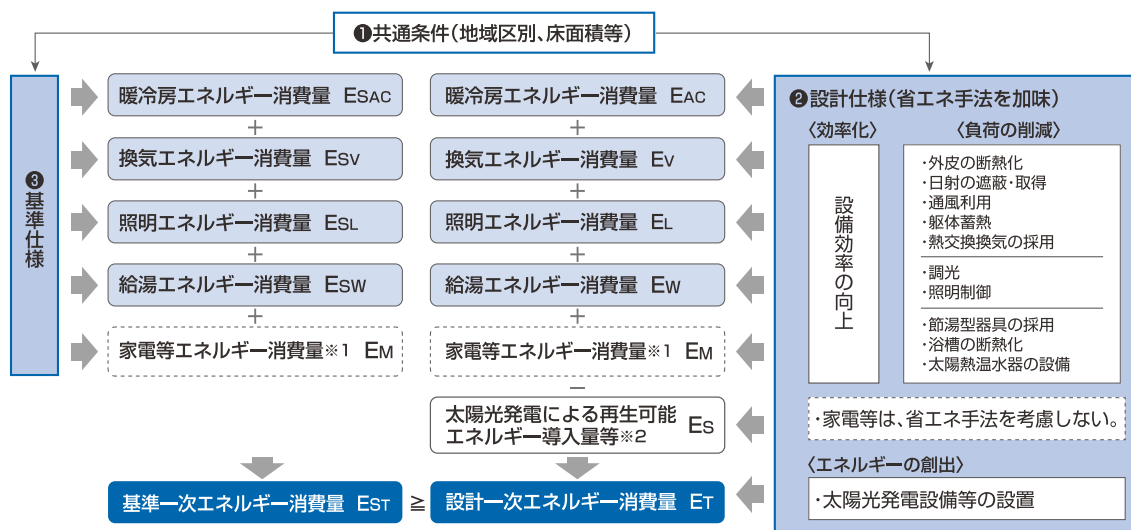
1. 一次エネルギー消費量基準

③-1 一次エネルギー消費量基準

建物全体の省エネルギー性能を評価する「一次エネルギー消費量」の基準が追加されます。

評価対象となる住宅において、①地域区分や床面積等の共通条件のもと、②実際の住宅の設計仕様で算定した設計一次エネルギー消費量が、③基準仕様（平成11年基準相当の外皮と標準的な設備）で算定した基準一次エネルギー消費量以下となることを基本とします。一次エネルギー消費量は「暖冷房設備」、「換気設備」、「給湯設備」、「家電等」のエネルギー消費量を合計して算出します。また、エネルギー利用効率設備（太陽光発電設備やコージェネレーション設備）による創出効果は、エネルギー削減量として差し引くことができます。

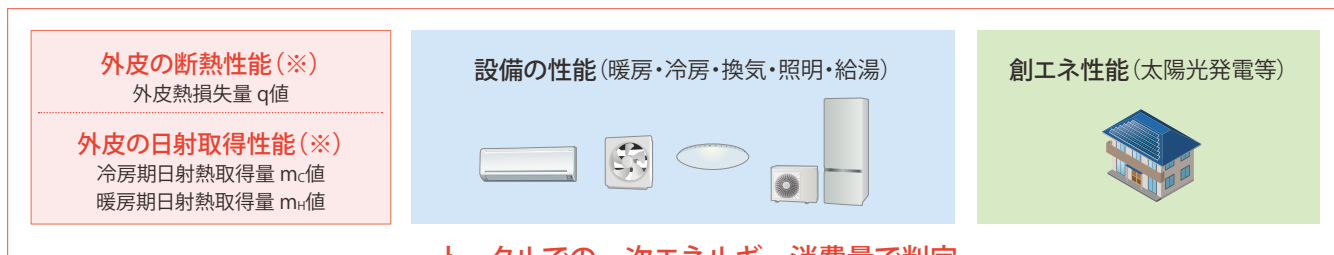
■住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に応じた同一基準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。
 ※2 太陽光発電による再生可能エネルギー導入量等

2. 一次エネルギー消費量判定用WEBプログラム

性能基準ルートの一次エネルギー消費量基準は、WEBプログラムを使用して総合的な一次エネルギー消費量を計算します。



WEBプログラム判定の場合、各設備ごとの性能や仕様には規定がありません。家全体で基準値をクリアすれば、各設備の仕様は自由に決められます。

※外皮の断熱性能と日射取得性能は、外皮基準で U_A 値と η_A 値を計算するとき同時に計算しておきます

準の評価

対象住宅が、一次エネルギー消費量の基準をクリアしているかどうかは、WEBプログラムで判定します。

一次エネルギー消費量計算WEBプログラムの使用方法 ▶ <http://www.kenken.go.jp/>

開き方

1

国立研究開発法人建築研究所のホームページを開き、「省エネ基準・認定基準」のバナーをクリック

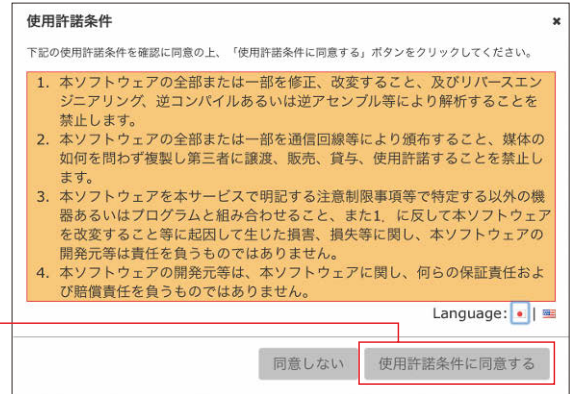


2

「4.1住宅に関するプログラム及びプログラムの解説」をクリック
次に「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム(Ver.〇.〇)を使用する」をクリック



住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム(Ver.1.15.1)を使用する



使用許諾条件に同意する

3

WEBプログラムが開きます



性能基準
一次エネルギー消費量基準

使い方(概要)

1

基本情報を入力

- ・住宅の名称
- ・床面積(合計、主たる居室、その他の居室)
- ・地域区分

基本情報

住宅/住戸(タイプ)の名称: 〇〇〇〇邸

主たる居室	その他の居室	非居室	合計
床面積: 29.81 [m ²]	51.34 [m ²]	(自動計算)	120.08 [m ²]

省エネルギー基準地域区分: 1地域(1a地域) 2地域(1b地域) 3地域(1c地域) 4地域(1d地域) 5地域(1va地域) 6地域(1vb地域) 7地域(1b地域) 8地域(1v地域)

年別日射地域区分: 指定しない 指定する

※太陽光発電又は太陽熱利用給湯設備を採用する場合は年別日射地域区分を選択して下さい。

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Version 1.15.1

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

計算結果がここに表示されます

床面積計: 120.08 m²
地域区分: 6
日射地域: 指定しない

暖冷房 断熱: 279.8 [W/K] 日射熱: 6.49 [W/(W/m²)] 12.37 [W/(W/m²)]

換気 方式: ダクト式第二又は第三種 熱交換: 採用しない

給湯 熱源機: ガス給湯機 太陽熱: 利用しない

照明 主電源: 設置しない

発電 太陽光: 採用しない

2

外皮に関する情報を入力

- ・断熱の性能値
- ・日射の性能値
- ・自然風の利用有無
- ・蓄熱の利用有無

外皮 暖房設備 冷房設備

●単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)の入力

単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値) 279.8 [W/K] (小数点以下1桁)

●日射熱取得量(m_c値、m_h値)の入力

単位日射強度あたりの冷房期日射熱取得量(m_c値) 6.49 [W/(W/m²)] (小数点以下2桁)

単位日射強度あたりの暖房期日射熱取得量(m_h値) 12.37 [W/(W/m²)] (小数点以下2桁)

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Version 1.15.1

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

計算結果がここに表示されます

床面積計: 120.08 m²
地域区分: 6
日射地域: 指定しない

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

断熱: 279.8 [W/K] 日射熱: 6.49 [W/(W/m²)] 12.37 [W/(W/m²)]

換気 方式: ダクト式第二又は第三種 熱交換: 採用しない

給湯 熱源機: ガス給湯機 太陽熱: 利用しない

照明 主電源: 設置しない

発電 太陽光: 採用しない

外皮性能計算ソフトで算出できます
詳しくは10ページ

3

設備に関する情報を入力

- ・暖房の方式と設備
- ・冷房の方式と設備
- ・換気の方式と設備
- ・給湯の方式と設備
- ・照明の方式と設備
- ・太陽光発電

エネルギー消費用途別タブを順番にクリックして、外皮の性能や設備の方式・性能などを入力します

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム Version 1.15.1

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

計算結果がここに表示されます

床面積計: 120.08 m²
地域区分: 6
日射地域: 指定しない

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

断熱: 279.8 [W/K] 日射熱: 6.49 [W/(W/m²)] 12.37 [W/(W/m²)]

換気 方式: ダクト式第二又は第三種 熱交換: 採用しない

給湯 熱源機: ガス給湯機 太陽熱: 利用しない

照明 主電源: 設置しない

発電 太陽光: 採用しない

一次エネルギー消費量基準の評価

4 すべて入力が終わったら計算ボタンをクリック

5 計算結果が表示されたら[詳細]をクリック

6 一次エネルギー消費量が表示されます

このWEBプログラムで、平成25年省エネルギー基準と低炭素住宅基準の一次エネルギー消費量基準にそれぞれに適合しているかどうかを同時に判定できます
(計算結果が基準値以下になればOKです)

省エネルギー性能等の詳細	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー		MJ/年	
	省エネ基準	低炭素基準	消費量	発電量		
暖房設備	15399	13859	13505	-	MJ/年	
冷房設備	4331	3898	5372	-		
換気設備	4542	4087	4583	-		
給湯設備	給湯単体型	25091	22582	22158		-
	暖房・給湯一体型	-	-	-		-
照明設備	10763	9686	10855	-		
太陽光発電	評価値	-	-	-		
	参考:総発電量	-	-	-		
その他設備	21211	21211	21211	-		
合計	81336	75323	77685	0		

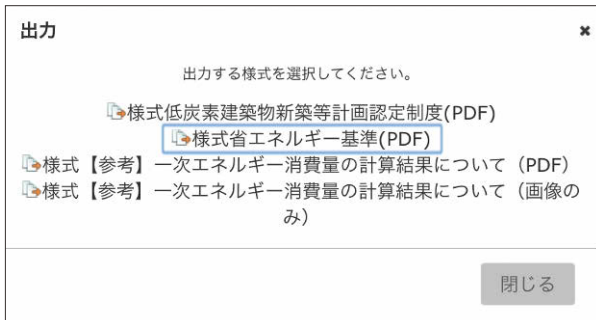
平成25年省エネルギー基準の基準値

低炭素住宅基準の基準値

入力した内容での計算結果

7

「出力」ボタンをクリックすると、計算結果が書式で表示されます
印刷して申請等に使用します



出力する様式は、平成25年省エネルギー基準版と低炭素住宅基準版から選択できるので、申請する制度によって使い分けてください



省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)			
1. 住宅/住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等			
(1) 住宅/住戸(タイプ)の名称	〇〇〇〇邸		
(2) 床面積	主たる居室 29.81㎡	その他の居室 51.34㎡	非居室 38.93㎡
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(Iv6地域) / A3区分(年間の日射量が中程度の地域)		
(4) 住宅/住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)	基準一次エネルギー消費量 設計一次エネルギー消費量		
暖房設備一次エネルギー消費量	15399	13505	
冷房設備一次エネルギー消費量	4331	5372	
換気設備一次エネルギー消費量	4542	4583	
給湯設備一次エネルギー消費量	25091	22158	MJ/(戸・年)
照明設備一次エネルギー消費量	10763	10855	
その他の一次エネルギー消費量	21211	21211	
太陽光発電等による発電量 評価値 (参考値) 従発電量			
合計	① 81336	② 77685	MJ/(戸・年)
(6) 判定	結果		
基準一次エネルギー消費量	③ 81.4 MJ/(戸・年)	①±1000かつ小數点第2位を切り上げ	③ ≥ ④
設計一次エネルギー消費量	④ 77.7 MJ/(戸・年)	②±1000かつ小數点第2位を切り上げ	達成
本計算結果は、当該住宅が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。			
2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様			
(1) 種冷暖仕様			
外皮/設備項目	外皮/設備の仕様		
A. 外皮	180 W/K 断熱性能あたりの外法熱損失率 断熱性能あたりの日射熱得率 通風の利用 蓄熱の利用 床下換気システムの利用		
B. 暖房設備	冷房期: 6.34 暖房期: 6.35 主居室: 通風を利用しない その他の居室: 通風を利用しない 蓄熱を利用しない 床下換気システムを利用しない		
C. 冷房設備	「主たる居室」と「その他の居室」の両方あるいはいずれかに暖房設備機器または放熱器を設置する 設備仕様 【主たる居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない 【その他の居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない		
	Version: 1.15.1 作成日2015/12/16 17:23:55		

5

低炭素建築物認定制度について

1. 低炭素住宅の認定制度

省エネ基準の見直しと同時に新たに制定された「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)に基づき、「低炭素建築物新築等計画の認定制度」(低炭素建築物認定制度)が創設されました。これは、市街化区域等内において、低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度です。

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)とは

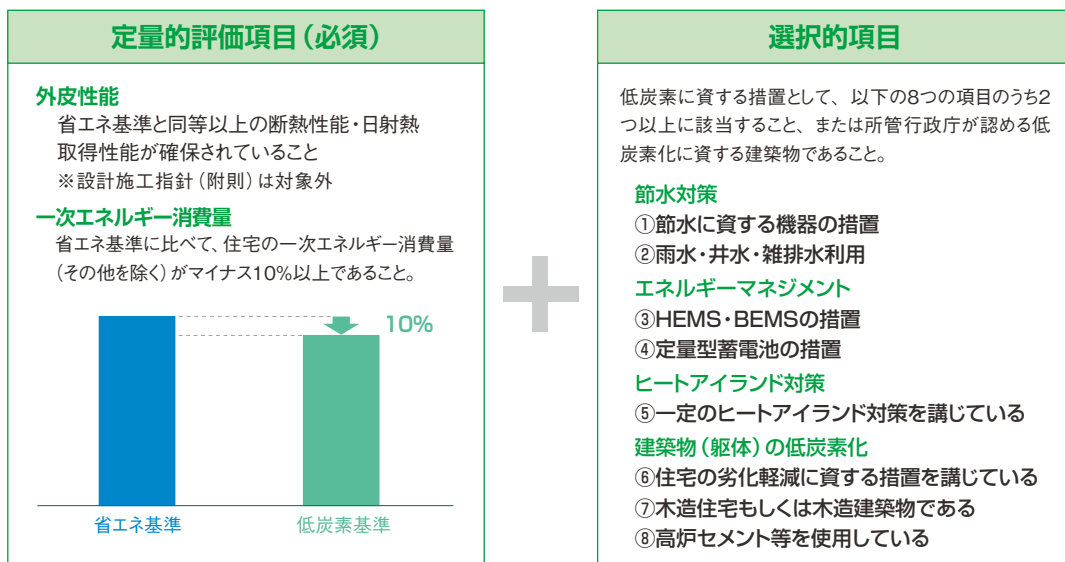
東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー利用・地球温暖化問題に関する意識の高まりを受けて、特に多くの二酸化炭素が排出される地域である「都市」における低炭素化を促進するために制定されました。

Point

- ・任意の制度です。(認定を受ける・受けないは自由)
- ・市街化区域等(市街化区域+用途地域が定められた未線引区域)に限定されます。
- ・平成25年省エネルギー基準を10%上回る性能と、低炭素化に資する措置(節水装置など)が必要です。
- ・共同住宅も対象です。

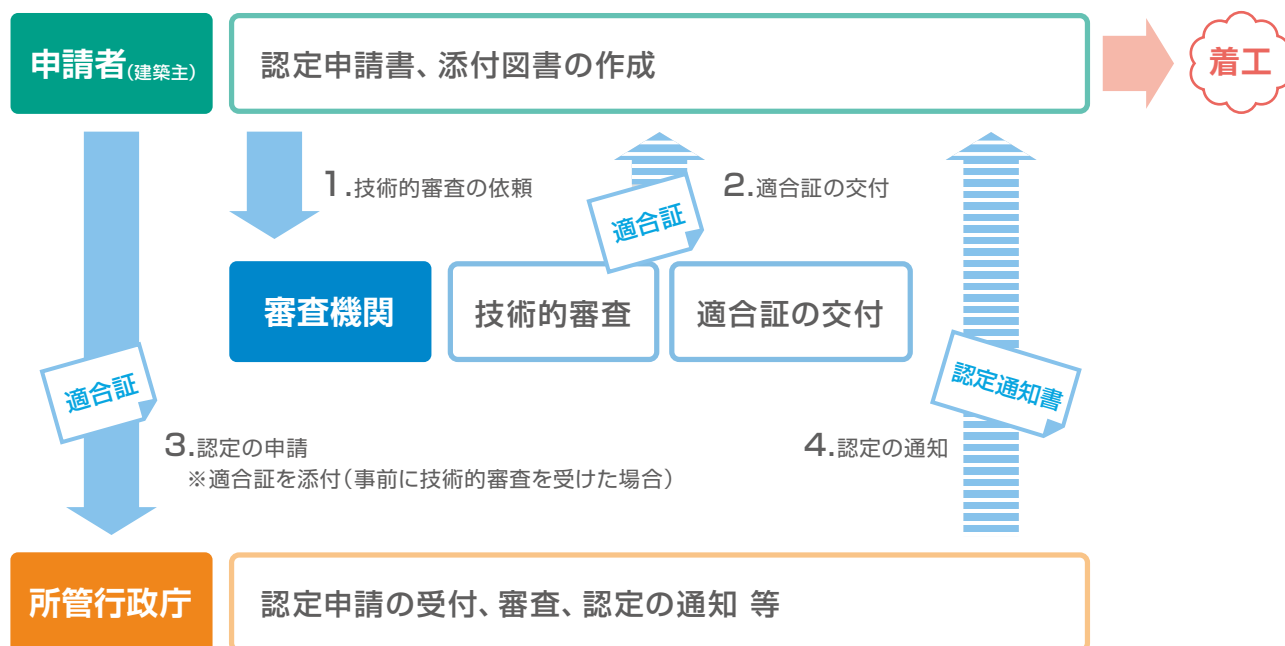
2. 低炭素住宅基準の認定技術基準(全体構成)

低炭素建築物として認定されるためには、外皮性能の改正省エネ基準への適合に加え、一次エネルギー消費量(その他を除く)が省エネ基準よりも10%削減できること、低炭素化対策を採用していることが要件となります。



3. 低炭素住宅の認定までの流れ

低炭素住宅の認定までの流れは長期優良住宅とほぼ同じで、設計段階で所管行政庁へ申請します。



4. 認定低炭素住宅の優遇制度について (2015年12月時点)

認定低炭素住宅には、認定長期優良住宅と同様に税制優遇などの優遇制度が用意されています。

①住宅ローン減税〈認定低炭素住宅〉

住宅ローン残高の1%を10年間、最大500万円まで控除

②認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

自己資金での低炭素住宅は最大65万円の控除

③フラット35Sの金利引下げ

金利Aプランの条件に認定低炭素住宅が追加されました

④容積率の緩和

低炭素化に資する設備について、通常の建築物の床面積を超える部分は、容積率算定の対象外となります(ただし、延べ面積の20分の1が限度)

5. 低炭素化対策

低炭素化への対策は、以下の①から⑧の中から2つ選択するか、⑨の認定を受けることでクリアできます。

節水対策

①節水機器の設置

● 節水トイレの設置

設置する便器の半数以上に節水型便器を使用

JIS A 5207で規定された「節水Ⅱ型大便器」と同等以上の性能及び品質を有するもの
フラッシュバルブ式便器は、JIS A 5207で規定された「節水Ⅰ型」と同等以上の性能及び品質を有するもの

● 節水水栓の設置

設置する水栓の半数以上に節水型水栓を使用

湯水混合水栓（サーモスタット式、シングルレバー式）、自動水栓、自閉水栓、節水コマ、定量止め水栓、
泡沫機能付き水栓などにおいて、エコマーク認定を取得しているものまたは同等以上の性能を有するもの

● 食器用洗浄機の設置（住宅に限る）

定置型の食器用洗浄機を設置

ビルトインで食器用洗浄機が設置されており、給湯設備に接続されていること



②雨水または雑排水利用設備の設置

雨水・井戸水・雑排水の利用設備（タンクの場合には80L以上）

エネルギーマネジメント

③HEMSまたはBEMSの採用

● HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の採用

戸建住宅・共同住宅の住戸にHEMSを採用（共同住宅の場合は半数以上の住戸）

ECHONET Liteを標準規格とし、住宅のエネルギー消費量に関する情報を、空調、照明などのエネルギー用途別に計測、蓄積および表示することが可能なシステムであること

● BEMSの採用（住宅には関係なし）

建築物にBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を採用

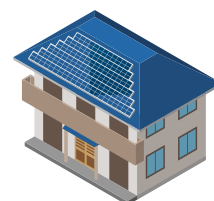
建築物のエネルギー消費量に関する情報を、空調、照明などのエネルギー用途別に計測、蓄積および表示することが可能なシステムであること

④太陽光発電などの発電設備＋定置型蓄電池の設置

● 太陽光発電など＋蓄電池

再生可能エネルギーを利用した発電設備と、連携した定置型の蓄電池を設置

太陽光など、再生可能エネルギーを利用した発電設備およびそれと連携した定置型の蓄電池（リチウムイオン電池、鉛蓄電池、NAS電池等）を設置していること



ヒートアイランド対策

⑤一定のヒートアイランド対策（下記のうちいずれか）

● 敷地緑化など

緑地または水面の面積が敷地面積の10%以上（緑化など面積率が10%以上）

$(\text{芝生、草木、低木などの緑地面積} + \text{中・高木の樹冠の水平投影面積} + \text{池などの水面面積}) \div \text{敷地面積} \times 100$

● 敷地の高反射性舗装

日射反射率の高い舗装の面積が敷地面積の10%以上（日射反射面積率が10%以上）

$\text{高反射性（低日射吸収率）舗装面積} \div \text{敷地面積} \times 100$

● 屋上緑化など

緑化を行うまたは日射反射率などの高い屋根材を使う面積が屋根面積の20%以上（屋根緑化など面積率が20%以上）

$\text{屋根緑化または日射反射率・長波放射率の高い屋根材（非住宅建築物に限る）の採用面積の合計} \div \text{屋根面積} \times 100$

● 壁面緑化など

壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上（壁面緑化面積率が10%以上）

$\text{壁面緑化の採用面積の合計} \div \text{外壁面積} \times 100$

建築物（躯体）の低炭素化

⑥住宅の劣化対策

● 住宅の劣化の軽減対策

住宅性能表示の劣化対策 等級3（計画）を取得

⑦木造

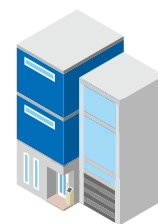
● 木造住宅もしくは木造建築物

木造であること



⑧高炉セメントなどを使用

- 高炉セメントまたはフライアッシュセメントを主要構造部に使用



または…

所管行政庁が認める建築物

⑨ライフサイクルでのCO₂排出量削減について所管行政庁による認定を受ける

自治体独自で、環境性能の評価認定制度が制定されている場合は、その認定が低炭素住宅の要件として認められる場合があります。（自治体に要確認）

6 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)とは、室内外の環境品質を低下させることなく、高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間での一次エネルギー消費量が正味ゼロ、または概ねゼロとなる住宅です。現行の省エネ基準以上の外皮性能を求めているのが特徴だと言えます。

1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)への対応

2014年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」で「住宅については、2020年までに標準的な住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という政策目標が設定。2015年7月の「長期エネルギー需給見通し」でも、2030年に達成すべき省エネルギー量を達成するうえでは「ZEHの普及促進等により高度な省エネルギー性能を有する住宅の普及を推進する」ことが前提となっています。経済産業省では目標の実現に向け、ZEHロードマップ検討委員会を設置。今回、ZEHの普及に向けた中間とりまとめ案を公表しました。

	2015年	2017年	201X年	2020年	2030年
高い省エネ性能の住宅・建築物の促進		標準的な新築住宅ZEH実現 ハウスメーカー・工務店が施工する 新築住宅の過半数(ハウスメーカー中心)			新築住宅の平均でZEH実現 全ての新築住宅の過半数 (分譲・注文すべて)

(平成27年7月ZEHロードマップ検討委員会中間とりまとめ(案)より)

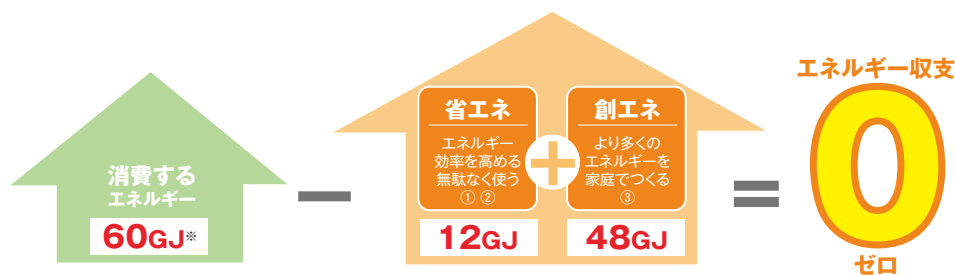
2. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)とは?

ZEHについて「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅」と定義しています。

省エネと創エネを組み合わせることでエネルギー消費量をゼロにする家

[ZEHの要件] 以下①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準 (例: 東京6地域 U_A 値^{ユ-エ-} $\leq 0.6 [W/m^2k]$)
- ② 基準一次エネルギー消費量を20%以上削減 (H25基準より20%以上)
- ③ 再生可能エネルギー導入 (例: 太陽光発電)
- ④ ①～③により基準一次エネルギー消費量から100%削減



*6地域の場合の基準一次エネルギー消費量(その他を除く)のプラン例より

(ZEH)について

3. ZEH要件(強化外皮基準)

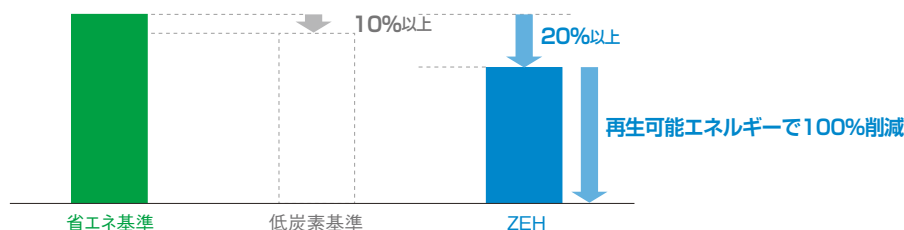
ZEH要件の要件の中でも特に注目されるのが「強化外皮基準」です。それぞれの地域ごとに外皮性能(断熱性能)基準を設定しているが、全ての地域において省エネ基準より高い水準の性能を要求しています。つまり、省エネ基準よりワンランク上の外皮性能を達成しなければZEHとは言えないのです。

地域区分別、強化外皮基準 U_{A} 値

地域区分	1地域	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域	7地域
H25基準	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
ZEH	0.4以下		0.5以下	0.6以下			
代表的な都市	旭川	札幌	盛岡	仙台	新潟	東京・名古屋・大阪	宮崎

4. ZEH要件(基準一次エネルギー消費量を20%以上削減)

ZEH要件の要件としては、一次エネルギー消費量(その他を除く)が、省エネ基準よりも20%以上削減できることが要件となります。



7

性能基準

性能基準に適合する仕様例

1 地域(旭川)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	吹込用グラスウール 18K 300mm						
外壁	(充填) 高性能グラスウール 16K 105mm (付加) 押出法ポリスチレンフォーム A種3種 20mm						
床	高性能グラスウール 16K 150mm ※土間床等は、別途仕様						
開口部	<table border="1"> <tr> <td>窓</td> <td> APW330 日射取得型* <small>※断熱ニュートラル (4面)</small> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td> スマートドア ヴェナート D2仕様 </td> <td></td> </tr> </table>	窓	APW330 日射取得型* <small>※断熱ニュートラル (4面)</small>		玄関	スマートドア ヴェナート D2仕様	
	窓	APW330 日射取得型* <small>※断熱ニュートラル (4面)</small>					
玄関	スマートドア ヴェナート D2仕様						

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.41$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.5$

H25基準
 $U_A=0.46$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：パネルラジエーター その他の居室：パネルラジエーター
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯・温水暖房一体型 / ガス潜熱回収型給湯温水暖房機 (暖房部 JIS 効率:87.0%、給湯部 JIS 効率:90.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **99.3GJ/年**

低炭素住宅基準
【基準一次エネルギー消費量】 **115.9GJ/年**
H25基準×90%

H25 省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **128.8GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

H25基準
低炭素基準
クリア!

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	吹込用グラスウール 18K 300mm						
外壁	(充填) 高性能グラスウール 16K 105mm (付加) 押出法ポリスチレンフォーム A種3種 20mm						
床	高性能グラスウール 16K 150mm ※土間床等は、別途仕様						
開口部	<table border="1"> <tr> <td>窓</td> <td> APW430 日射取得型* (ガス入) <small>※日射取得型ニュートラル (4面)</small> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td> スマートドア ヴェナート D2仕様 </td> <td></td> </tr> </table>	窓	APW430 日射取得型* (ガス入) <small>※日射取得型ニュートラル (4面)</small>		玄関	スマートドア ヴェナート D2仕様	
	窓	APW430 日射取得型* (ガス入) <small>※日射取得型ニュートラル (4面)</small>					
玄関	スマートドア ヴェナート D2仕様						

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.35$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.4$

ZEH基準
 $U_A=0.4$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：パネルラジエーター その他の居室：パネルラジエーター
冷房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
換気	ダクト式第一種換気設備 ・比消費電力:0.4 [W/(m³/h)] ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯・温水暖房一体型 / ガス潜熱回収型給湯温水暖房機 (暖房部 JIS 効率:87.0%、給湯部 JIS 効率:93.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	8.4 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **81.4GJ/年**

ZEH 基準
【基準一次エネルギー消費量】 **103.1GJ/年**
H25基準×80%

H25 省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **128.8GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

ZEH基準
20%削減
クリア!

2地域(札幌)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	吹込用グラスウール 18K 300mm
外壁	(充填) 高性能グラスウール 16K 105mm (付加) 押出法ポリスチレンフォーム A種 3種 20mm
床	高性能グラスウール 16K 150mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射取得型※ ※断熱ニュートラル (4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.41$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.5$

H25基準
 $U_A=0.46$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：パネルラジエーター その他の居室：パネルラジエーター
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯・温水暖房一体型 / ガス潜熱回収型給湯温水暖房機 (暖房部 JIS 効率:87.0%、給湯部 JIS 効率:90.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **91.6 GJ/年**

低炭素住宅基準
【基準一次エネルギー消費量】 **107.7 GJ/年**
H25基準×90%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **119.6 GJ/年**

H25基準
低炭素基準
クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	吹込用グラスウール 18K 300mm
外壁	(充填) 高性能グラスウール 16K 105mm (付加) 押出法ポリスチレンフォーム A種 3種 20mm
床	高性能グラスウール 16K 150mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW430 日射取得型※(ガス入) ※日射取得型ニュートラル (4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.35$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.4$

ZEH基準
 $U_A=0.4$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
換気	ダクト式第一種換気設備 ・比消費電力:0.4 [W/(m³/h)] ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型 / ガス給湯器 (JIS 効率:95%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	6.7 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **60.1 GJ/年**

ZEH基準
【基準一次エネルギー消費量】 **67.6 GJ/年**
H25基準×80%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **84.5 GJ/年**

太陽光発電
6.7 kW

ZEH基準
20%削減
クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

3地域(盛岡)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 95mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射取得型* ※断熱ニュートラル (4面) 
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様 

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.53$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.6$

H25基準
 $U_A=0.56$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコキュート 給湯専用型 / 電気ヒートポンプ給湯機 (JIS 効率:2.7)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **64.2 GJ/年**

低炭素住宅基準
【基準一次エネルギー消費量】 **69.4 GJ/年**
H25基準×90%

H25 省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **77.1 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

H25基準
低炭素基準
クリア!

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 95mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射取得型* (ガス入) ※断熱ニュートラル (4面) 
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様 

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.50$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.6$

ZEH基準
 $U_A=0.5$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
換気	ダクト式第一種換気設備 ・比消費電力:0.4 [W/(m³/h)] ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコキュート 給湯専用型 / 電気ヒートポンプ給湯機 (JIS 効率:3.0)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	6.4 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **57.9 GJ/年**

ZEH 基準
【基準一次エネルギー消費量】 **61.6 GJ/年**
H25基準×80%

H25 省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **77.1 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

太陽光発電
6.4 kW

ZEH基準
20%削減
クリア!

4地域(仙台)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射取得型※ ※断熱ニュートラル(4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D3仕様

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.59$
 平均日射熱取得率 $\eta_A=3.0$

H25基準
 $U_A=0.75$
 クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコキュート 給湯専用型 / 電気ヒートポンプ給湯機 (JIS効率:2.7)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
 【設計一次エネルギー消費量】 **63.4 GJ/年**

低炭素住宅基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **68.6 GJ/年**
 H25基準×90%

H25省エネ基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **76.2 GJ/年**

H25基準
 低炭素基準
 クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射取得型※(ガス入) ※断熱ニュートラル(4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.55$
 平均日射熱取得率 $\eta_A=3.0$

ZEH基準
 $U_A=0.6$
 クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコキュート 給湯専用型 / 電気ヒートポンプ給湯機 (JIS効率:3.0)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	6.6 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
 【設計一次エネルギー消費量】 **58.4 GJ/年**

ZEH基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **60.9 GJ/年**
 H25基準×80%

H25省エネ基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **76.2 GJ/年**

ZEH基準
 20%削減
 クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

5地域(新潟)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW310 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー(4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D4仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.62$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.2$

H25基準
ユーエー
 $U_A=0.87$
イータエー
 $\eta_A=3.0$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率:90.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **54.7 GJ/年**

低炭素住宅基準
【基準一次エネルギー消費量】 **59.8 GJ/年**
H25基準×90%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **66.4 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

H25基準
低炭素基準
クリア!

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー(4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.58$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.2$

ZEH基準
ユーエー
 $U_A=0.6$
イータエー
 $\eta_A=3.0$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率:95.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	5.4 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **51.2 GJ/年**

ZEH基準
【基準一次エネルギー消費量】 **53.1 GJ/年**
H25基準×80%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **66.4 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

ZEH基準
20%削減
クリア!

太陽光発電
5.4 kW

6地域(東京・名古屋・大阪)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種 3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 エイピアJ 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー (4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D4仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.72$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.1$

H25基準
ユーエー
 $U_A=0.87$
イーターエー
 $\eta_A=2.8$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率:90.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **51.9 GJ/年**

低炭素住宅基準
【基準一次エネルギー消費量】 **54.2 GJ/年**
H25基準×90%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **60.2 GJ/年**

H25基準
低炭素基準
クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種 3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー (4面)
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様

ユーエー
外皮平均熱貫流率 $U_A=0.58$
平均日射熱取得率 $\eta_A=2.1$

ZEH基準
ユーエー
 $U_A=0.6$
イーターエー
 $\eta_A=2.8$
クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン (い) その他の居室：ルームエアコン (い)
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数:0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率:95.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	4.9 kW (東京)・4.4 kW (名古屋・大阪) ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角:真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角:30度

上記仕様での
【設計一次エネルギー消費量】 **47.0 GJ/年**

ZEH基準
【基準一次エネルギー消費量】 **48.2 GJ/年**
H25基準×80%

H25省エネ基準
【基準一次エネルギー消費量】 **60.2 GJ/年**

太陽光発電
4.9 kW (東京)
4.4 kW (名古屋・大阪)

ZEH基準
20%削減
クリア!

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

7地域(宮崎)

H25省エネ基準に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 エイピアJ 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー(4面) 
	玄関 スマートドア ヴェナート D4仕様 

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.72$
 平均日射熱取得率 $\eta_A=2.0$

H25基準
 $U_A=0.87$
 $\eta_A=2.7$
 クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
冷房	主たる居室：ルームエアコン その他の居室：ルームエアコン
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数：0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率：90.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	—

上記仕様での
 【設計一次エネルギー消費量】 **44.2 GJ/年**

低炭素住宅基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **46.2 GJ/年**
 H25基準×90%

H25省エネ基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **51.3 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」を除く数値です。

H25基準
 低炭素基準
 クリア!

ZEH仕様に適合する仕様例

■外皮の性能と仕様例

天井	住宅用グラスウール 10K 200mm
外壁	住宅用グラスウール 16K 100mm
床	押出法ポリスチレンフォーム A種3種 65mm ※土間床等は、別途仕様
開口部	窓 APW330 日射遮蔽型※ ※遮蔽ブルー(4面) 
	玄関 スマートドア ヴェナート D2仕様 

外皮平均熱貫流率 $U_A=0.58$
 平均日射熱取得率 $\eta_A=2.0$

ZEH基準
 $U_A=0.6$
 $\eta_A=2.7$
 クリア!

■設備の仕様例

暖房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
冷房	主たる居室：ルームエアコン(い) その他の居室：ルームエアコン(い)
換気	壁付け式第二種換気設備 または壁付け式第三種換気設備 ・換気回数：0.5回/h
給湯	エコジョーズ 給湯専用型/ガス給湯器 (JIS効率：95.0%)
照明	主たる居室：白熱灯を使用していない その他の居室：白熱灯を使用していない 非居室：白熱灯を使用していない
太陽光発電	3.8 kW ・結晶シリコン系太陽電池 ・屋根置き型 ・方位角：真南から東および西へ15度未満 ・傾斜角：30度

上記仕様での
 【設計一次エネルギー消費量】 **40.9 GJ/年**

ZEH基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **41.0 GJ/年**
 H25基準×80%

H25省エネ基準
 【基準一次エネルギー消費量】 **51.3 GJ/年**

※一次エネルギー消費量は、「その他」および「発電量」を除く数値です。

太陽光発電
 3.8kW

ZEH基準
 20%削減
 クリア!

8

仕様基準

外皮の熱性能基準の評価

1. 外皮の熱性能基準

外皮の仕様基準には、【天井・屋根の断熱】【外壁の断熱】【床の断熱】【開口部の断熱】【開口部の日射遮蔽】の基準がそれぞれ設定されています。(1～4地域には日射遮蔽の基準はありません。)

●外皮の仕様基準のイメージ



1・2・3・4地域の場合、仕様基準の中に設けられている規定として「【断熱】2%緩和」があります。
5・6・7地域の場合、仕様基準の中に設けられている規定として「【断熱】2%緩和」「【日射遮蔽】4%緩和」があります。
平成11年省エネルギー基準と異なり、トレードオフ規定はありません。

2. 平成11年省エネルギー基準からの変更点

平成25年省エネルギー基準の仕様基準は、開口部比率によって基準値が異なる点やトレードオフが無い点など、平成11年省エネルギー基準から一部変更になっています。

	平成11年省エネルギー基準	変更	平成25年省エネルギー基準
適用範囲	すべての住宅で適用可	変更	一定の開口部比率を超える場合は適用不可
適用条件	住宅形状に関わらず一律の基準	変更	開口部比率により開口部の基準値が異なる
トレードオフ	トレードオフルールあり	変更	トレードオフルールなし
日射遮蔽基準	全地域で基準値あり	変更	1～4地域には基準値なし

3. 開口部の断熱性能基準

開口部の断熱性能基準は、開口部比率によって設定されています。

$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部面積の合計}}{\text{外皮など面積の合計}}$$

(天井または屋根・外壁・床 (基礎の水平投影)・開口部の面積合計)
※延べ床面積ではありません

●戸建住宅の開口部比率と断熱性能基準値

地域	開口部比率	開口部比率の区分	開口部 U 値
1・2・3 地域 【旧 I・II 地域】	7%未満	緩和仕様 (い)	2.91 以下
	7%以上 9%未満	現行仕様 (ろ)	2.33 以下
	9%以上 11%未満	強化仕様 (は)	1.90 以下
	11%以上	強化仕様 (に) [※]	1.60 以下
4 地域 【旧 III 地域】	8%未満	緩和仕様 (い)	4.07 以下
	8%以上 11%未満	現行仕様 (ろ)	3.49 以下
	11%以上 13%未満	強化仕様 (は)	2.91 以下
	13%以上	強化仕様 (に) [※]	2.33 以下
5・6・7 地域 【旧 IV・V 地域】	8%未満	緩和仕様 (い)	6.51 以下
	8%以上 11%未満	現行仕様 (ろ)	4.65 以下
	11%以上 13%未満	強化仕様 (は)	4.07 以下
	13%以上	強化仕様 (に) [※]	3.49 以下

※2015年12月告示予定

Point

開口部は天井や外壁など他の部位に比べて断熱性能が弱いいため、開口部の比率が大きいほど基準が厳しくなります。

仕様基準

外皮基準

4. 開口部比率と開口部断熱性能基準の考え方

天井面積	: 70.0㎡
外壁面積	: 155.0㎡
床面積	: 70.0㎡
開口部面積	: 25.0㎡
外皮など面積の合計	: 320.0㎡

窓が少なく
外壁が多い



開口部比率 =
25.0㎡ ÷ 320.0㎡ = 7.8%

1・2・3地域の場合【旧Ⅰ・Ⅱ地域】	→	現行仕様(ろ) (開口部U値2.33以下)
4地域の場合【旧Ⅲ地域】	→	緩和仕様(い) (開口部U値4.07以下)
5・6・7地域の場合【旧Ⅳ・Ⅴ地域】	→	緩和仕様(い) (開口部U値6.51以下)

天井面積	: 70.0㎡
外壁面積	: 145.0㎡
床面積	: 70.0㎡
開口部面積	: 35.0㎡
外皮など面積の合計	: 320.0㎡

窓が多く
壁が少ない



開口部比率 =
35.0㎡ ÷ 320.0㎡ = 10.9%

1・2・3地域の場合【旧Ⅰ・Ⅱ地域】	→	現行仕様(は) (開口部U値1.90以下)
4地域の場合【旧Ⅲ地域】	→	現行仕様(ろ) (開口部U値3.49以下)
5・6・7地域の場合【旧Ⅳ・Ⅴ地域】	→	現行仕様(ろ) (開口部U値4.65以下)

5. 開口部の日射遮蔽性能基準(5・6・7地域【旧Ⅳ・Ⅴ地域】のみ)

開口部の日射遮蔽性能基準も、開口部比率によって3通りに設定されています。

$$\text{開口部比率} = \frac{\text{開口部面積の合計}}{\text{外皮など面積の合計}}$$

(天井または屋根・外壁・床 (基礎の水平投影)・開口部の面積合計)

※延べ床面積ではありません

●戸建住宅の開口部比率と日射遮蔽性能基準値

地域	開口部比率	開口部比率の区分	ガラス ^{イータ} η値
5・6・7地域 【旧Ⅳ・Ⅴ地域】	8%未満	緩和仕様(い)	日射遮蔽基準無し
	8%以上 11%未満	現行仕様(ろ)	0.74 以下(※)
	11%以上 13%未満	強化仕様(は)	0.49 以下(※)
	13%以上	強化仕様(に) [*]	0.49 以下(※)

※2015年12月告示予定 ※付属部材との組み合わせで適合する方法もあります

外皮の熱性能基準の評価

開口部の日射遮蔽性能基準は、①ガラス単体で性能値基準に適合する方法と、②付属部材を組み合わせる方法から選択できます。

付属部材	《ひさし・軒》	《紙障子》	《外付ブラインド》
			
	コンバイザーなど (D \geq 0.3Hのものが有効)	ラフォレスタ新和風	多機能ルーバー 電動外付ブラインド
	平成11年省エネルギー基準とは異なり、レースカーテンや内付ブラインドなど施主が後から設置するものは付属部材として認められません		

現行仕様(ろ)

①ガラス単体で性能値基準に適合する方法

ガラスの η 値^{イータ} (日射熱取得率) **0.74**以下

②付属部材を組み合わせる方法

ガラスの η 値^{イータ} (日射熱取得率) **0.75**以上
+ 紙障子、外付ブラインドまたはひさし・軒

強化仕様(は)

①ガラス単体で性能値基準に適合する方法

ガラスの η 値^{イータ} (日射熱取得率) **0.49**以下

②付属部材を組み合わせる方法

ガラスの η 値^{イータ} (日射熱取得率) **0.74**以下
+ 紙障子、外付ブラインドまたはひさし・軒
または
ガラスの η 値^{イータ} (日射熱取得率) **0.75**以上
+ 紙障子、外付ブラインド

(南±22.5度に設置する場合は外付ブラインドに限る)

緩和仕様(い)

日射遮蔽基準無し

9

仕様基準

外皮基準を満たす仕様例

1. 開口部の基準を満たす仕様例

1 地域 (旭川)・2 地域 (札幌)・3 地域 (盛岡)

緩和仕様(い)

開口部 U 値(熱貫流率) $2.91W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口

玄関ドア



APW430

または



APW330

または



APW310



スマートドア ヴェナート
D2仕様

現行仕様(ろ)

開口部 U 値(熱貫流率) $2.33W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口

玄関ドア



APW430

または



APW330

または



APW310



スマートドア ヴェナート
D2仕様

強化仕様(は)

開口部 U 値(熱貫流率) $1.90W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口

玄関ドア



APW430

または



APW330



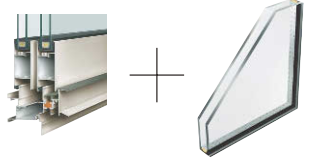
デュガード
D1仕様

4 地域 (仙台)

緩和仕様(い)

開口部 U 値(熱貫流率) $4.07W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口



エイピア J

複層ガラス
空気層10mm以上

玄関ドア



スマートドア ヴェナート
D4仕様

現行仕様(ろ)

開口部 U 値(熱貫流率) $3.49W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口



APW310

エイピア J

Low-E複層ガラス
空気層10mm以上

玄関ドア



スマートドア ヴェナート
D3仕様

強化仕様(は)

開口部 U 値(熱貫流率) $2.91W/(m^2 \cdot K)$ 以下

窓・勝手口



APW430

APW330

APW310

玄関ドア



スマートドア ヴェナート
D2仕様

開口部は、断熱性能基準と日射遮蔽性能基準の両方を同時に満たせる商品を選ぶ必要があります。

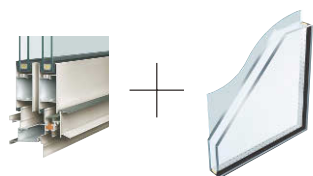
5 地域（新潟）・6 地域（東京・名古屋・大阪）・7 地域（宮崎）

現行仕様(ろ) 開口部の断熱性能基準と日射遮蔽性能基準を両方満たす仕様例

断熱性能基準 開口部 U 値(熱貫流率) **4.65W/($m^2 \cdot K$)以下**

日射遮蔽基準 ガラス η 値(日射熱取得率) **0.74以下 OR 付属部材と組み合わせ**

窓・勝手口



エイピア J

Low-E複層ガラス
空気層5mm以上
(η 値:0.74以下)

玄関ドア



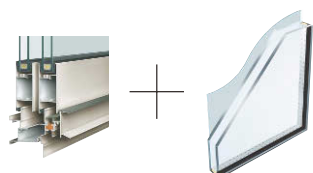
スマートドア ヴェナート
D4仕様

強化仕様(は) 開口部の断熱性能基準と日射遮蔽性能基準を両方満たす仕様例

断熱性能基準 開口部 U 値(熱貫流率) **4.07W/($m^2 \cdot K$)以下**

日射遮蔽基準 ガラス η 値(日射熱取得率) **0.49以下 OR 付属部材と組み合わせ**

窓・勝手口



エイピア J

Low-E複層ガラス
空気層5mm以上
(η 値:0.49以下)

玄関ドア



スマートドア ヴェナート
D4仕様

外皮基準を満たす仕様例

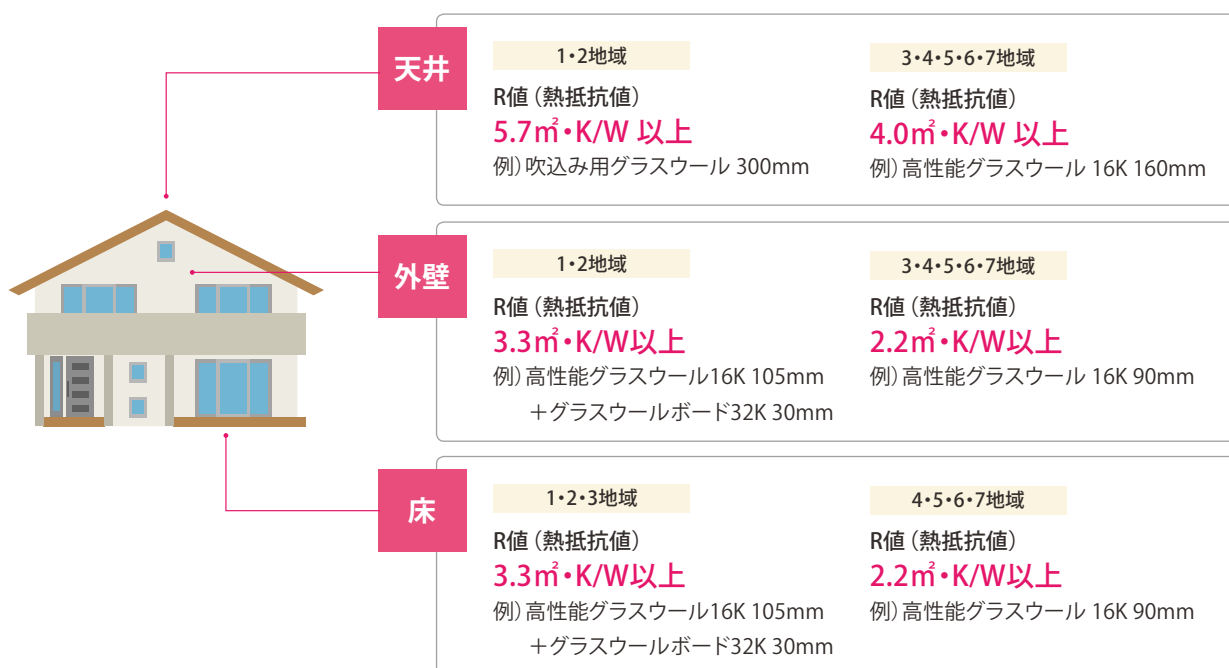
仕様基準

仕様例

2. 開口部以外の基準

開口部以外(屋根・天井・外壁・床・土間床)は、現行仕様、強化仕様、緩和仕様すべて同じ基準値で、平成11年省エネルギー基準から変更ありません。

現行仕様(ろ) 外皮基準を満たす仕様例(木造充填断熱工法の場合)



3. 開口部の緩和措置

平成11年省エネルギー基準と同様【開口部の断熱性能】と【開口部の日射遮蔽性能】の基準にはそれぞれ緩和措置が設定されています。

5・6・7地域のみ

断熱性能基準の緩和措置

対象窓の面積(2つ以上場合は合計)が床面積合計の2%以下分については適用外とできます。(基準を満たさなくても良い)

日射遮蔽性能基準の緩和措置

対象窓の面積(2つ以上場合は合計)が床面積合計の4%以下分については適用外とできます。(基準を満たさなくても良い)

4. 開口部の緩和措置の計算方法

断熱性能2%緩和を適用する場合の計算例

対象窓の面積 (2つ以上の場合は合計) が 床面積合計の2%以下分 については適用外とできません



<例>延べ床面積:120㎡ ⇒ 断熱性能の緩和措置を使える窓面積:120㎡ × 0.02 = 2.4㎡

緩和対象とする窓

	場所	呼称	開口部面積(単位:㎡)
1F	キッチン	03609	0.32
	浴室	06906	0.41
	洗面室	06906	0.41
	トイレ	06906	0.41
2F	トイレ	06907	0.48
		(計)	2.03

緩和対象としたい開口部の面積を合計します。

左のプランの場合、緩和対象とする窓面積の合計が2.4㎡以下(2%以下)に納まっているので、これらの箇所は緩和措置を適用できます。



開口部の緩和措置は、「窓」にのみ適用され、「ドア」「框ドア」「引戸」には適用されません。





10

仕様基準

一次エネルギー消費量基準

1. 一次エネルギー消費量基準(設備の仕様基準)

仕様基準ルート的一次エネルギー消費量基準には、【暖房設備】【冷房設備】【換気設備】【照明設備】【給湯設備】の基準がそれぞれ設定されています。

暖房設備 	全館暖房	1~7地域	ダクト式セントラル空調機(ヒートポンプ熱源)
	居室のみ暖房 (連続運転)	1・2・3・4地域	石油温水式パネルラジエータ (JIS規格S3031に規定する熱効率が83.0%以上かつ配管が断熱被覆)
		5・6・7地域	ガス温水式パネルラジエータ (ガス温水機器のエネルギー消費効率が82.5%以上かつ配管が断熱被覆)
	居室のみ暖房 (間歇運転)	1・2・3・4地域	密閉式石油ストーブ (JIS規格S3031に規定する熱効率が86.0%以上)
5・6・7地域		ルームエアコン (暖房能力÷暖房消費電力 \geq -0.321×暖房能力(W)+6.16)	
冷房設備 	全館冷房	1~7地域	ダクト式セントラル空調機(ヒートポンプ熱源)
	居室のみ冷房 (間歇運転)	4地域	ルームエアコン (冷房能力÷冷房消費電力 \geq -0.504×暖房能力(W)+5.88) (例:12畳用→COP4.1以上 8畳用→COP4.7以上)
		4地域以外	ルームエアコン (冷房能力÷冷房消費電力 \geq -0.504×暖房能力(W)+5.88)
換気設備 		1~7地域	機械換気設備の比消費電力が0.3W/(m3/h)以下
照明設備 		1~7地域	非居室に白熱灯または白熱灯と同等以下の性能の照明設備を採用しない
給湯設備 		1・2・3・4地域	石油給湯機で、JIS2075に基づくモード熱効率が81.3%以上
		5・6・7地域	ガス給湯器で、エネルギー消費効率が78.2%以上

(戸建住宅の場合)

2. 仕様基準の適用条件

設備の仕様基準は、床面積に対する外皮面積の比率が一定以下でなければ使うことができません。

設備の仕様基準の適用条件	$\frac{\text{外皮など面積の合計 (天井または屋根・外壁・床・開口部の面積合計)}}{\text{床面積の合計 (延べ床面積)}} \leq 2.9$	1・2・3地域
	≤ 2.8	4・5・6・7地域

Point

上記に記載してある以外の製品を使用する場合は、WEBプログラムを使って性能値が同等以上であることを証明します。

設備の仕様基準を適用する場合は、給湯の性能を上げる代わりに暖房の性能を下げるなど、設備どうしのトレードはできません。

11

開口部のU値、 η 値について

1. 開口部のU値について

開口部のU値には、建具とガラスの組み合わせで設定されている「みなしU値」と、試験で実測した「試験U値」、JIS計算で算出した「計算U値」の3種類があります。

開口部U値

みなしU値(設計施工指針 別表第7)

建具の仕様とガラスの仕様の組み合わせによって、開口部U値を規定

(例)

建具の仕様	ガラスの仕様	U値
(一重) 木製又はプラスチック製	Low-E 複層 (A10 以上)	2.33

みなしU値を使用する場合は、全サイズで同じU値となります

試験U値

建具・ガラスセットで試験を行い、開口部U値を証明

試験U値は、代表試験体サイズの試験結果を、全サイズに適用できます

計算U値

建具・ガラスセットで計算を行い、開口部U値を証明(windEye)

計算U値は、窓種ごと、サイズごとにU値が異なります

2. 開口部の η 値について

開口部(ガラス)の η 値(日射熱取得率)には、ガラスの種類と空気層、付属部材等で設定されている「みなし η 値」と、JIS計算で算出した「計算 η 値」の2種類があります。

開口部 η 値

みなし η 値(設計施工指針 別表第7)

ガラスの種類と空気層、日射取得のタイプ、付属部材によってガラス η 値を規定

(例)

ガラスの仕様		ガラスのみ η 値	紙障子付 η 値	外付ブラインド付 η 値
Low-E 複層 (A10 以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15
	日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11

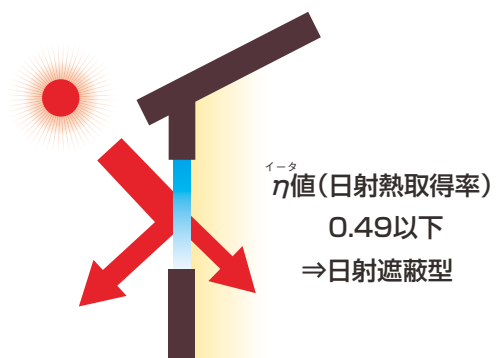
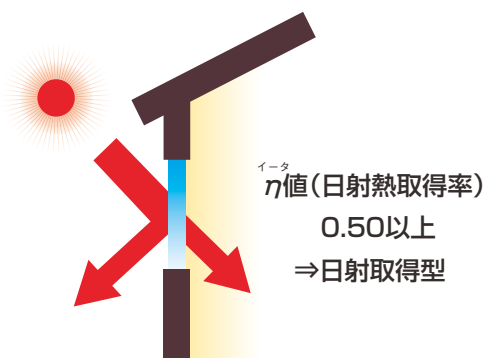
計算 η 値

ガラス単体で計算を行い、ガラス η 値を証明

Point

みなし η 値では、Low-Eガラスは日射取得型と日射遮蔽型に分かれています。

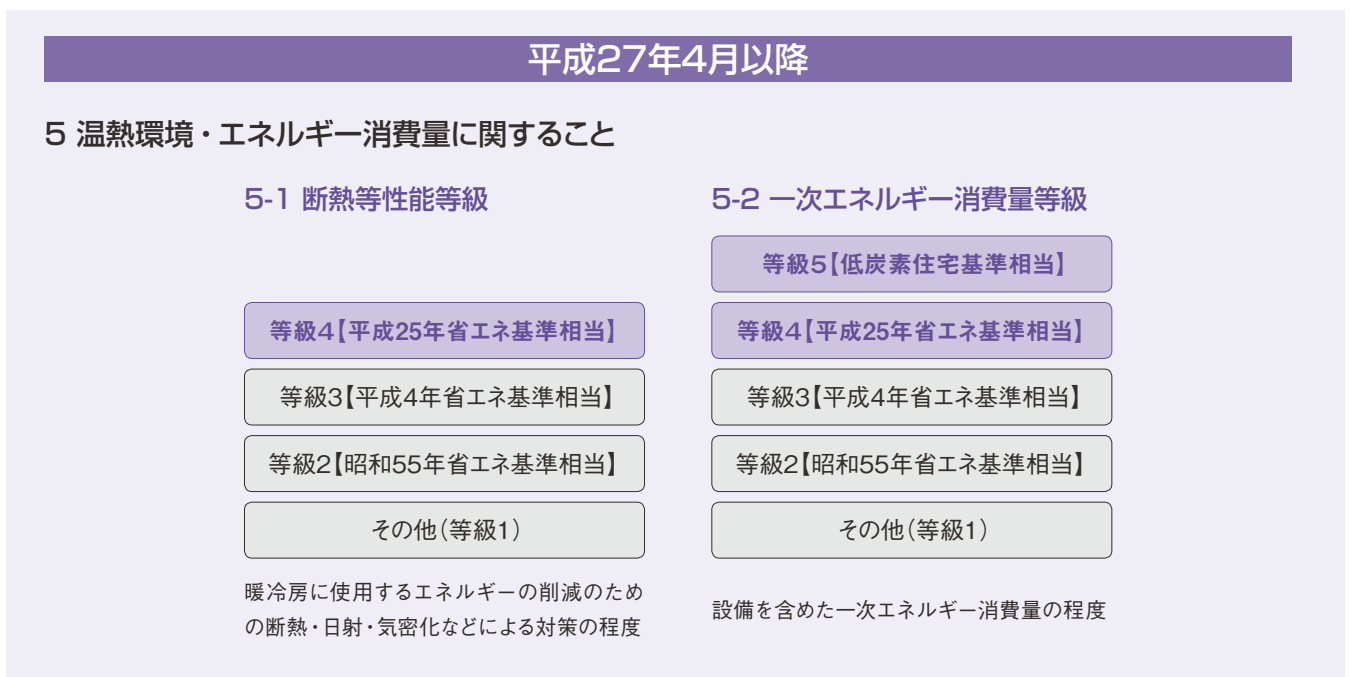
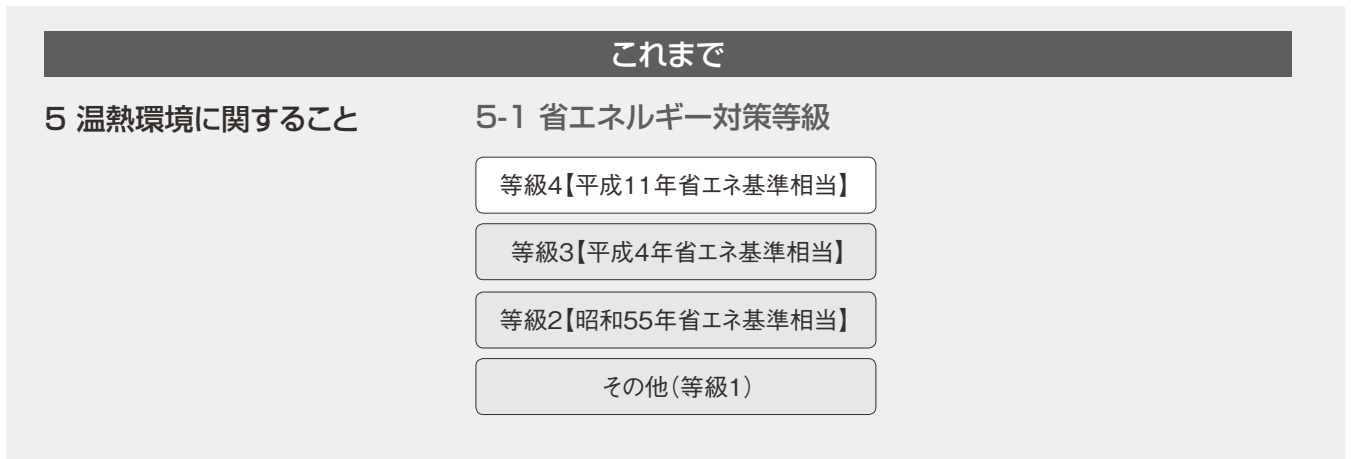
Low-E膜が室内側・室外側のどちらにあるかは関係なく、 η 値(日射熱取得率)が0.50以上であれば日射取得型、0.49以下であれば日射遮蔽型に区別されます。



12

住宅性能表示制度（温熱環境）と省エネルギー基準の関係

1. 「等級4」と省エネルギー基準の関係



温熱環境の項目が、外皮の性能を評価する「断熱等性能等級」と、一次エネルギー消費量を評価する「一次エネルギー消費量等級」の2つになりました。等級4は平成25年省エネルギー基準(改正省エネルギー基準)相当です。補助金など各制度ごとに、それぞれで等級4を求められる場合や、「断熱等性能」の等級4だけが適合条件になる場合などがあります。例えば長期優良住宅の適合基準は「断熱等性能等級4」のみです。

13 住宅・建築物の省エネルギー基準

本カタログ掲載商品の改正省エネ基準一次エネルギー消費量計算、低炭素建築物認定取得に必要なデータです。(2015年10月1日現在)

■開口部の仕様別熱貫流率及び日射熱取得率とYKK APの対象製品一覧

(平成25年省エネ基準／認定低炭素住宅基準用・木造)

当一覧表は、「住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する設計・施工及び維持保全の指針 別表第7」に準じています。

※Low-E三層複層ガラスまたはLow-E複層ガラスは、ガラスの日射熱取得率(η_{ガラス}値)が0.50以上の場合は日射取得型、0.49以下の場合は日射遮蔽型に区別されます。

建具の構成		日射熱取得率			熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	YKK AP適合商品	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付け ブラインド			
窓・引戸・框・ドア (一重)木製又はプラスチック製	ダブルLow-E三層複層 (G7以上×2)	日射取得型	0.54	0.34	0.12	1.60	—
		日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08		・APW 430(日射遮蔽型)
	Low-E三層複層 (G6以上×2)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70	・APW 430(日射取得型)
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10		—
	Low-E三層複層 (A9以上×2)	日射取得型	0.59	0.37	0.14	1.70	—
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10		—
	Low-E複層 (G12以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	1.90	・APW 330 ・APW 330防火窓(たてすべり出し窓・すべり出し窓・ シャッター付引違い窓・シャッター付引違いテラス戸) ・ブラマードⅢ【※1】
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (A10以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	・APW 330 ・APW 330防火窓 ・APW 230 ・APW 230防火窓 ・ブラマードⅢ
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G8以上 G12未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	・APW 330防火窓(FIX窓・たてすべり出し窓・ すべり出し窓・片上げ下げ窓・引違い窓・開き窓テラス) ・ブラマードⅢ【※1】
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	複層(A10以上)		0.79	0.38	0.17	2.91	・ブラマードⅢ
	Low-E複層 (A5以上 A10未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91	・ブラマードⅢ
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
Low-E複層 (G4以上 G7未満)z	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91	・ブラマードⅢ【※1】	
	日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11			
複層(A6以上 A10未満)		0.79	0.38	0.17	3.49	・ブラマードⅢ	
単板		0.88	0.38	0.19	6.51		

■ =Low-E複層ガラスガス入
■ =Low-E複層ガラスガス無

※1:丸FIX窓を除く

その他

建具の構成		日射熱取得率			熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	YKK AP適合商品	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド			
窓・引戸・樞・ドア (一重)金属・プラスチック(木)複合構造製	Low-E複層 (G16以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.15	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 410 ・APW 310 ・エピソード ウッド ・エピソード【※1】【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 (シャッター付引違い窓) ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (A10以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 410 ・APW 310 ・エピソード ウッド ・エピソード【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G8以上 G16未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.33	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 410 ・APW 310 ・エピソード ウッド ・エピソード【※1】【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸 ・天窓シリーズ (日射遮蔽型のみ)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (A5以上 A10未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・エピソード ウッド ・エピソード【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 (シャッター付引違い窓) ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
Low-E複層 (G4以上 G7未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・エピソード ウッド ・エピソード【※1】【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 (シャッター付引違い窓) ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸 	
	日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11			
複層 (A10以上)		0.79	0.38	0.17	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・エピソード ウッド ・エピソード【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズ アルミ樹脂複合 (シャッター付引違い窓) ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸 	
複層 (A6以上 A10未満)		0.79	0.38	0.17	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・エピソード ウッド ・エピソード【※2】 ・エイピア J FIX窓テラス ・防火窓Gシリーズアルミ樹脂複合 (シャッター付引違い窓) ・出窓シリーズ アルミ樹脂複合障子 ・持ち出し枠 (エピソード) ・断熱土間引戸 	

=Low-E複層ガラスガス入
 =Low-E複層ガラスガス無

※1:丸FIX窓を除く
 ※2:ガラスブロックウインドウ・ダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓を除く

住宅・建築物の省エネルギー基準

建具の構成		日射熱取得率			熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	YKK AP適合商品	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド			
窓・引戸・框ドア (一重)金属製熱遮断構造	Low-E複層 (A10以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 500 ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G8以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	2.91	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 700 ・APW 500 ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (A6以上 A10未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・APW 500 ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G4以上 G7未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	複層 (A10以上)		0.79	0.38	0.17	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)
	複層 (A6以上 A10未満)		0.79	0.38	0.17	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイドオープン ・ワイドスライディング 全開放引込み窓 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 断熱障子 ・冴II ・[ジュオン]樹音 (D3仕様)

=Low-E複層ガラスガス入
 =Low-E複層ガラスガス無

その他

建具の構成		日射熱取得率			熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	YKK AP適合商品	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド			
窓・引戸・樞トア (一重)金属製	Low-E複層 (A10以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※3】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G8以上)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	3.49	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※1】【※3】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層 ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (A5以上 A10未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※5】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層(シャッター付引違い窓) ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	Low-E複層 (G4以上 G7未満)	日射取得型	0.64	0.38	0.15	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※1】【※5】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層(シャッター付引違い窓) ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様)
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11		
	複層(A10以上)		0.79	0.38	0.17	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※3】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層(シャッター付引違い窓) ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様)
	複層(A4以上 A10未満)		0.79	0.38	0.17	4.65	<ul style="list-style-type: none"> ・エイピアJ【※5】 ・フレミングJ複層【※4】 ・防火窓Gシリーズ アルミ複層(シャッター付引違い窓) ・ワイドスライディング 三枚連動片引き窓 アルミ障子 ・出窓シリーズ アルミ障子 ・エアリフレ/エアクリエ ・コンコード(アルミタイプ) ・NEW れん樹(複層仕様) ・土間引戸 JTH ・店舗ドア7TD(複層仕様) ・和華(複層仕様)
単板+単板(A12以上)		0.79	0.38	0.17	4.07	<ul style="list-style-type: none"> ・エピソードダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓 ・エイピアJダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓 ・フレミングJダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓 	
単板+単板(A6以上 A12未満)		0.79	0.38	0.17	4.65	—	
単板		0.88	0.38	0.19	6.51	<ul style="list-style-type: none"> ・フレミングJ単板 ・NEW れん樹(単板仕様) ・和華(単板仕様) ・80型 ・40型 ・店舗ドア7TD(単板仕様) ・店舗ドアDX ・店舗引戸(9TH型、9TU型) ・店舗引戸(STH-3型、3TH型) ・2HD樞トア ・汎用片引き戸2HH 	

=Low-E複層ガラスガス入
 =Low-E複層ガラスガス無

※1:丸FIX窓を除く
 ※3:ガラスブロックウインドウ・FIX窓テラス・ダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓を除く
 ※4:ダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓を除く
 ※5:ガラスブロックウインドウ・ダブルハンク換気窓・FIX窓テラス・ダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓を除く

住宅・建築物の省エネルギー基準

建具の構成			日射熱取得率			熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	YKK AP適合商品	
建具の仕様	ガラスの仕様	ガラスのみ	紙障子	外付けブラインド				
窓	(二重)金属製+プラスチック(木)製	単板+Low-E複層 (A12以上)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	1.90	・ブラマードU(スチロール樹脂板を除く)
			日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12		
		単板+複層 (A12以上)		0.72	0.39	0.17	2.33	・ブラマードU(スチロール樹脂板を除く)
		単板+Low-E複層 (A6以上 A12未満)	日射取得型	0.60	0.38	0.14	2.33	・ブラマードU(スチロール樹脂板を除く)
			日射遮蔽型	0.46	0.34	0.12		
	単板+単板		0.80	0.39	0.17	2.91	・ブラマードU(スチロール樹脂板を除く)	
(二重)金属製+金属製 (枠中間部熱遮断構造)	単板+単板		0.80	0.39	0.17	3.49	—	
ドア	木製断熱積層構造	Low-E複層 (A10以上) 又は「ガラスなし」			0.079	2.33	—	
					0.079	2.33	—	
					0.099	2.91	—	
					0.099	2.91	—	
	金属製高断熱構造 扉:高断熱フラッシュ構造 辺縁部等熱遮断構造 枠:熱遮断構造	Low-E複層 (G12以上) 又は「ガラスなし」		0.060		1.75	・デュガード (D1仕様)	
	金属製高断熱構造 扉:断熱材充填フラッシュ構造 辺縁部等熱遮断構造 枠:熱遮断構造 又は 金属・プラスチック複合構造製	Low-E複層 (A10以上) 又は「ガラスなし」		0.079		2.33	・ヴェナート (D2仕様)【※6】 ・防火ドアGシリーズ ヴェナート [丁番] (D2仕様) ・レガーロ (D2仕様)	
			複層 (A10以上)		0.099	2.91	—	
		Low-E複層 (A6以上 A10未満)		0.099	2.91	—		
	金属製 扉:断熱材充填フラッシュ構造 枠:熱遮断構造	複層 (A12以上) 又は「ガラスなし」		0.119		3.49	・デュガード (D3仕様) ・ヴェナート (D3仕様)【※7】 ・防火ドアGシリーズ ヴェナート [丁番] (D3仕様)	
	木製 扉:木製、枠:金属製	複層 (A4以上) 又は「ガラスなし」		0.158		4.65	—	
	金属製 扉:断熱材充填フラッシュ構造	複層 (A4以上) 又は「ガラスなし」		0.138		4.07	・ヴェナート (D4仕様)【※8】 ・防火ドアGシリーズ ヴェナート [丁番] (D4仕様)	
	金属製 扉:ハニカムフラッシュ構造	複層 (A4以上) 又は「ガラスなし」		0.158		4.65	・レガーロ (D4仕様) 採光無 ・2SD-II ・防火ドアGシリーズ アパート用玄関ドア 採光無 ・EXE 採光無 ・2HDフラッシュドア 採光無	
	引戸 金属製 扉:断熱材充填フラッシュ構造 枠:熱遮断構造	複層 (A12以上) 又は「ガラスなし」		0.119		3.49	—	

※6:K02デザインを除く全デザイン
 ※7:U01・K01・W11・W12デザインを除く全デザイン
 ※8:U01・K01デザインを除く全デザイン

【窓・ドアの仕様について】

- 「Low-E複層」とは、少なくとも一方のガラスにLow-Eガラス（ガラス表面に低放射膜を配したガラス）を使用した2枚の板ガラスと1つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
- 「ダブルLow-E三層複層」とは、少なくとも2枚のガラスにLow-Eガラスを使用した3枚の板ガラスと2つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
- 「Low-E三層複層」とは、少なくとも1枚のガラスにLow-Eガラスを使用した3枚の板ガラスと2つの中空層からなる複層ガラスをいう。Low-EガラスのLow-E膜面は中空層に面するように配される。
- 「単板」とは、JIS R3202に定めるフロート板ガラス及び磨き板ガラス、JIS R3203に定める型板ガラス、JIS R3204に定める網入板ガラス及び線入板ガラス、JIS R3206に定める強化ガラス、JIS R3222に定める倍強度ガラス、JIS R3208に定める熱線吸収板ガラス、JIS R3221に定める熱線反射ガラス及びJIS R3205に定める合わせガラスをいい、それらの板ガラスに表面加工による光学的な拡散性を持たせたもの（刷リガラス、フロスト加工、タペストリー加工）を含む。
- ガラス仕様に用いるガラス（複層ガラスのように複数枚のガラスを使用する場合はそのうちの1枚のガラス）について、JIS R3205に定める合わせガラスとすることができる。
- 左表に示すガラスの仕様より、JIS R3107に定める板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法によるガラス中央部の熱貫流率が下回っているものについては、左表のガラスの仕様と同等として取扱うことができる。
- 「金属・プラスチック複合構造製」とは、屋外側が金属、屋内側にプラスチックを配した構造で、屋内側の大部分がプラスチックで覆われているものをいう。
- 「熱遮断構造」とは、金属製材の奥行き方向の中間部にプラスチック製材料等の断熱性の高い材料を挟み込んだ構造をいう。
- 「金属製」は、アルミニウム合金等の金属で構成された構造。構成の中で一部（枠等）に金属製のほか熱遮断構造、金属・プラスチック複合構造製のものを含む。
- 「単板+単板」とは、一重の単板ガラス入り窓のガラス部分に、別途単板ガラス入り建具を屋内側に重ねて設置したものをいい、中間部にブラインドが設置されたものを含む。
- 「木製断熱積層構造」とは、2枚の木製の面材の間に発泡プラスチック等の断熱材を挟み込んだ構造をいう。
- 「高断熱フラッシュ構造」とは、断熱フラッシュ構造のうち扉厚さ60ミリ以上のものをいう。
- 「辺縁部等熱遮断構造」とは、扉の小口が熱遮断構造製となっている構造をいう。
- 「断熱材充填フラッシュ構造」とは、2枚の面材の間に発泡プラスチック等の断熱材を挟み込んだ構造をいう。
- 「ハニカムフラッシュ構造」とは、2枚の面材の間にペーパーハニカムコア・水酸化アルミ紙ハニカムコア等を挟み込んだ構造をいう。

【YKK AP製カバー工法の対応可能商品の仕様について】

スマートカバー工法・リモデルウインドウ・カット&カバー工法・樹脂窓カバー工法・リフォーム プラマード・かんたんドアリモ 玄関ドア・かんたんドアリモ 玄関引戸・かんたんドアリモ アウトセット引戸・リフォーム勝手口ドアは新設窓、又は新設ドアにおける建具の構成に区分されます。

こちらの対象製品性能一覧は、一般財団法人住宅性能評価・表示協会運営の「温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト」に登録済みです。上表中の商品は構造・形状等での性能確認が可能であるため、上記ポータルサイトにおける性能確認区分は全て「ー」となります。

・設計・施工指針 別表第7の建具の構成には合致しない商品の熱貫流率

	商品名	熱貫流率 [W/(㎡・K)]
窓	・APW 330 真空トリプルガラス	1.60以下
	・Lite U(単板ガラス)+金属製サッシ(単板ガラス)	2.91以下
	・エピソード ダブルガラスルーバー窓・面格子付ダブルガラスルーバー窓	3.49以下
ドア	・デュガード(D2仕様)全デザイン ・ヴェナート(D2仕様) K02デザイン	2.33以下
	・ヴェナート(D3仕様) U01・K01・W11・W12デザイン ・防火ドアG シリーズ ヴェナート[センタービボットヒンジ] (D3仕様) 全デザイン ・レガーロ(D3仕様)	3.49以下
	・ヴェナート(D4仕様) U01・K01デザイン	4.07以下
	・レガーロ(D4仕様) 断熱採光タイプ ・防火ドアG シリーズ アパート用玄関ドア 採光付 ・EXE 採光付	4.65以下
	引戸	・コンコード(D4仕様)

注) 設計・施工指針 別表第7の建具の構成には合致しませんが、代表評価モデルの「JIS A 4710 建具の断熱性試験方法」または「JIS A 2102 窓およびドアの熱性能—熱貫流率の計算」に基づく性能確認結果により確認しています。

住宅・建築物の省エネルギー基準

地域区分表

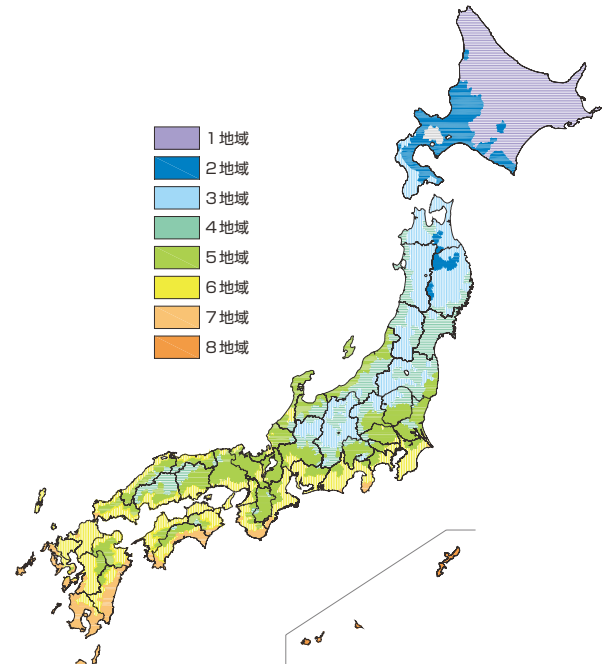
都道府県	地域区分	該当市町村	都道府県	地域区分	該当市町村		
北海道	1	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、虻田町、寒神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、古川町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、古川町、羽幌町、通別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、釧路町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市(旧大滝村に限る)、むかわ町(旧穂別町に限る)、日高町(旧日高町に限る)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る)、豊美町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内町、更別町、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴岡村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	5	埼玉	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く)、幸手市、行田市(旧行田市に限る)、浦和市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、茶谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く)、鶴ヶ島市、白高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横溝町、菅野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る)、長瀬町、狭伏村、高代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町		
		2			札幌市、函館市(旧函館市を除く)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美瑛市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る)、白高町(旧門別町に限る)、洞爺湖町、むかわ町(旧龍川町に限る)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、赤井川町、南幌町、神楽内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、穂町、増毛町、初山府村、白老町、えりも町、厚真町、社管町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町	6	越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る)、戸田市、行田市(旧河原川村に限る)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
		3			函館市(旧函館市に限る)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く)、島牧村、寿都町	4	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町(旧両神村に限る)
	青森	3			(下記以外)	5	野田市、香取市(旧佐原市に限る)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
		2			十和田市(旧十和田湖町に限る)、七戸町(旧七戸町に限る)、田子町	6	いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匠塚市、南房総市、香取市(旧佐原市を除く)、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里市、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鎌南町
	岩手	3			(下記以外)	7	鏡子市
		2			久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町	東京	5
	4	宮古市(旧新里村、旧川井村を除く)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花袋町、旧大森町に限る)、陸前高田市、釜石市、平泉町			6		東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	秋田	3			(下記以外)	4	奥多摩町
		4			久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町	神奈川	5
3	久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町	6	東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市				
宮城	4	(下記以外)	富山	5	富山県、黒部市(旧黒部市に限る)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く)、富山市(旧大沢野町、旧大山村、旧堀内村を除く)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町、上平村、利根村に限る)、上市町、立山町		
	3	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る)		4	富山県、黒部市(旧黒部市に限る)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く)、富山市(旧大沢野町、旧大山村、旧堀内村を除く)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町、上平村、利根村に限る)、上市町、立山町		
山形	3	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	石川	5	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く)、能登町、輪島市、小松市、珠洲市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町		
	4	(下記以外)		6	白山市(旧松任市、旧美川町に限る)、金沢市、野々市市		
福島	3	会津若松市(旧河東町に限る)、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧長沼町に限る)、喜多市(旧塩川町を除く)、田村市(旧郡山町を除く)、大玉村、天栄村、下郷町、楡枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村	福井	4	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る)		
	5	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町		5	福井市(旧福井市、旧美山町に限る)、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る)、南越前町(旧河野村を除く)		
栃木	4	(下記以外)	山梨	6	福井市(旧福井市、旧美山町を除く)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く)、南越前町(旧河野村に限る)、敦賀市		
	3	日光市(旧今市市を除く)、那須塩原市(旧塩原町に限る)		4	大野市(旧和泉村に限る)		
新潟	5	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町	岐阜	5	山梨市(旧三富村を除く)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く)、南アルプス市、身延町、南都町(旧富沢町を除く)、北杜市(旧明野町に限る)、大月市、塩崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村		
	4	(下記以外)		6	南都町(旧富沢町に限る)		
長野	3	十日町市(旧中里村に限る)、魚沼市(旧入道村に限る)、津南町	静岡	3	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る)		
	5	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、柏崎町(旧高柳町を除く)、新発田市、見野市、村上市(旧朝日村を除く)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柏崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る)、阿賀野市(旧京ヶ藪村、旧塩神村に限る)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村		4	甲府市(旧上九一色村に限る)、都留市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧明野町、旧小淵沢町を除く)、笛吹市(旧芦川村に限る)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く)、小菅村、丹波山村		
茨城	4	(下記以外)	愛知	5	山梨市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く)、本巣市(旧根尾村に限る)、郡上市(旧美並村に限る)、下呂市(旧金山町に限る)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る)、関市、可児市、多治見市、大垣市(旧上石津町に限る)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町		
	5	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなが市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く)、筑西市(旧関城町に限る)、土浦市(旧土浦市に限る)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎町、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町		6	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町		
群馬	6	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る)、流山市	滋賀	3	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る)、白川村		
	4	土浦市(旧新治村に限る)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る)、笠間市(旧岩間町に限る)、筑西市(旧関城町を除く)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く)、大子町		4	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る)、郡上市(旧美並村を除く)、下呂市(旧金山町を除く)、東白川村		
群馬	5	前橋市、みどり市(旧東村(勢多郡)を除く)、安中市(旧安中市に限る)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く)、高崎市(旧高崎村を除く)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く)、太田市、藤岡市、岡岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町	三重	5	川根本町、浜松市(旧水窪町に限る)、御殿場市、小山町		
	3	沼田町(旧沼田市を除く)、長野原町、榛郷村、草津町、中之条町(旧六合村に限る)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る)		6	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町		
群馬	4	高崎市(倉渕村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る)、安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村を除く)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く)	7	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る)			
	7	神栖市(旧神栖町に限る)	愛知	5	豊田市(旧福武町を除く)、設楽町、豊根村、東栄町		
5	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなが市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧美和村を除く)、筑西市(旧関城町に限る)、土浦市(旧土浦市に限る)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎町、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町	6		名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、みよし市			
群馬	6	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る)、流山市	滋賀	4	豊田市(旧福武町に限る)		
	7	神栖市(旧神栖町に限る)		5	伊賀市、亀山市(旧関町に限る)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る)、津市(旧美杉村に限る)、名張市		
群馬	5	前橋市、みどり市(旧東村(勢多郡)を除く)、安中市(旧安中市に限る)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く)、高崎市(旧高崎村を除く)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く)、太田市、藤岡市、岡岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町	滋賀	6	いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山町に限る)、熊野市(旧紀和町に限る)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧飯南町、旧飯高町を除く)、多気町、大台町、津市(旧美杉村を除く)、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、豊野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町		
	3	沼田町(旧沼田市を除く)、長野原町、榛郷村、草津町、中之条町(旧六合村に限る)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る)		7	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る)、御浜町、紀宝町		
群馬	4	高崎市(倉渕村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る)、安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村を除く)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く)	滋賀	5	大津市(旧志賀町に限る)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、栗山町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町		
	7	神栖市(旧神栖町に限る)		6	大津市(旧大津市に限る)		

詳しくは「平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号」の「別表第4」をご確認ください。

その他

都道府県	地域区分	該当市町村
京都	5	京都市(旧京北町に限る)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
	6	京都市(旧京都市に限る)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町を除く)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪	5	堺市(旧美原町に限る)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪府、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	6	大阪市、堺市(旧堺市に限る)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、真面目市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫	5	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く)、豊岡市(旧竹野町を除く)、養父市(旧関宮町を除く)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神戸町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	6	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、大和郡山市、天理市、福原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西市、三宅町、旧原本町、曾根村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒瀬村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	6	神戸市、神戸町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	4	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)
奈良	5	奈良市(旧都祁村を除く)、宇陀市(旧室生村を除く)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く)、大和高田市、大和郡山市、天理市、福原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西市、三宅町、旧原本町、曾根村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒瀬村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	4	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野辺川村
和歌山	5	橋本町、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る)、有田川町(旧清水町に限る)、九度山町
	6	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る)、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く)、みなべ町、白川町、有田川町(旧清水町を除く)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
	4	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
鳥取	7	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	5	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く)、倉吉市(旧倉吉市に限る)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
	6	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
4	倉吉市(旧関金町に限る)、若桜町、日南町、日野町、江府町	
島根	5	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る)、出雲市(旧佐田町に限る)、安来市、江津市(旧松江町に限る)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く)、雲南市、益田市(旧益田市を除く)、美郷町(旧邑智町に限る)、邑南町(旧石見町に限る)、吉賀町、津和野町、川本町
	6	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く)、出雲市(旧佐田町を除く)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る)、大田市、益田市(旧益田市に限る)、江津市(旧江津市に限る)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
	4	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る)、邑南町(旧石見町を除く)
岡山	5	岡山市(旧岡山市、旧瀬崎町を除く)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る)、赤穂市、津山市(旧阿波村を除く)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る)、和気町
	6	岡山市(旧岡山市、旧瀬崎町に限る)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
	4	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧備中町に限る)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く)
広島	5	広島市(旧湯来町に限る)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く)、尾道市(旧御調町に限る)、府中市(旧府中市に限る)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る)、安芸太田町(旧加計町に限る)、北広島町(旧豊平町に限る)、世羅町(旧世羅西町に限る)
	6	広島市(旧広島市に限る)、呉市、江田島市、三原市(旧大和町、旧久井町を除く)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る)、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く)、福山市(旧神辺町、旧新市町を除く)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
	4	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る)、安芸太田町(旧加計町を除く)、北広島町(旧豊平町を除く)、世羅町(旧世羅西町を除く)、神石高原町
山口	5	山口市(旧阿東町に限る)、下関市(旧豊田町に限る)、岩国市(旧由宇町を除く)、周南市(旧鹿野町に限る)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る)、美祿市
	6	山口市(旧阿東町を除く)、宇部市、下関市(旧豊田町、旧下関市を除く)、岩国市(旧由宇町に限る)、光市、山陽小野田市、周南市(旧鹿野町を除く)、周防大島町、長門市、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	7	下関市(旧下関市に限る)
徳島	5	三好市(旧東祖谷山村を除く)、美馬市(旧木屋平村に限る)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る)、つるぎ町(旧貞光町を除く)
	6	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧木屋平村を除く)、那賀町(旧木沢村、旧木頭村を除く)、つるぎ町(旧貞光町に限る)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	4	三好市(旧東祖谷山村に限る)
	7	牟岐町、美波町、海陽町
香川	6	高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町
	5	新居浜市(旧別子山村に限る)、西予市(旧城川町に限る)、大洲市(旧河辺村に限る)、砥部町(旧広田村に限る)、内子町、久万高原町、鬼北町
愛媛	6	松山市、新居浜市(旧別子山村を除く)、今治市、西条市、西予市(旧城川町を除く)、大洲市(旧河辺村を除く)、東温市、八幡浜市、西園中央市、伊予市、宇和島市(旧津島町を除く)、砥部町(旧砥部町に限る)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る)、松前町、松野町
	7	宇和島市(旧津島町に限る)、伊方町(旧伊方町を除く)、愛南町

都道府県	地域区分	該当市町村
高知	5	いの町(旧吾北村に限る)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る)、本山村、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
	6	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町(旧葉山村に限る)、黒潮町(旧佐賀町に限る)、佐川町、日高村
4	いの町(旧日本川村に限る)	
福岡	7	高知市(旧高知市、旧春野町に限る)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る)、大月町、黒潮町(旧大方町に限る)
	5	八女市(旧矢部村に限る)
	6	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区を除く)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(旧矢部村を除く)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中郷市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、刈田町、吉富町
7	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る)	
佐賀	6	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町
5	雲山市(旧小浜町に限る)	
長崎	6	杵岐市、雲山市(旧小浜町を除く)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る)、南島原市(旧加津佐町に限る)、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市
	7	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本	5	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	6	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る)、上天草市(旧松島町に限る)、宇城市(旧三角町を除く)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村)、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和木町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、高島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、蒲前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、希北町
	7	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る)、水原市、上天草市(旧松島町を除く)、宇城市(旧三角町に限る)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く)、芦北町、津奈木町
大分	5	大分市(旧野津原町に限る)、宇佐市(旧宇佐市を除く)、杵築市(旧山香町に限る)、佐伯市(旧宇目町に限る)、竹田市、日田市(旧日田市を除く)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る)、由布市(旧狭間町を除く)、日出町、九重町、玖珠町
	6	大分市(旧野津原町を除く)、宇佐市(旧宇佐市に限る)、臼杵市、杵築市(旧山香町を除く)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本近村、旧直川村に限る)、中津市、日田市(旧日田市に限る)、豊後高田市、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町を除く)、由布市(旧狭間町に限る)、別府市、津久見市、姫島町
	7	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米津村、旧蒲江町に限る)
宮崎	7	(下記以外)
	5	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
鹿児島	6	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く)、延岡市(旧北方町に限る)、小林市(旧野尻町を除く)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	7	(下記以外)
鹿兒島	6	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る)、さつま町、湧水町
沖縄	8	(全地域)



詳しくは「平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号」の「別表第4」をご確認ください。

住宅・建築物の省エネルギー基準

■「外部開口部リスト」のご紹介

外部開口部リストは、取扱い事業者が、住宅1棟単位の開口部の性能を証明する際に、簡単に性能表示させることができる日本サッシ協会が定める独自の書式です。(住宅サッシ・防火戸取扱い事業所登録が必要です。)

外皮性能を算出する際には、各開口部の温熱環境の性能値が必要となりますが、外部開口部リストには建築事業所側にとっても大いに役立つ情報が表示される仕組みとしています。

- 建設評価時(特に竣工検査時)における引渡し商品の仕様確認と性能証明
- 取扱い事業者が納入したサッシ・ドアなど、商品の持つ性能一覧表(設計図書とのチェックリスト)
- 取扱い事業者における搬入時の確認書式(工程別業務管理における搬入確認書)
- 平成25年省エネルギー基準や低炭素建築物認定制度に対応する為の計算支援プログラム[※]に必要な開口部情報(温熱環境に伴う入力情報など)が容易に表示され、証明できる。
(※国立研究開発法人建築研究所のホームページ掲載の『住宅・住戸の外皮性能の計算条件入力シート』)

外部開口部リスト(兼 製品保証及び納入明細書)															A シート		現場納入日		取付確認日		(NO. 1/1)												
物件名称			地域区分		販売店名(代表者名)			取扱い事業者		事業所NO		施工(管理)者		納入確認者																			
〇〇 〇〇様邸新築工事			6		YKK AP(株)			YKK AP(株)		01-0003		印		印																			
物件の所在地(又は地番)			事業所住所		TEL		東京都市千代田区神田和泉町1		東京都市千代田区神田和泉町1		03-XXXX-XXXX																						
設置階	部位(部屋)	建具番号(窓番)	方位	窓・ドア区分	開閉形式	サイズ呼称	開口面積			建具仕様	※1参照	ガラス仕様 厚さ・種類				※2参照(別表7)	付属部材		住宅性能表示制度の必須項目				サッシメーカー	シリーズ名又は記号									
							※外法寸法(小数点第2位まで)	W×H (㎡)	W×H (㎡)			①ガラス種類	②Low-Eの有無	③中空層種類	④中空層厚み		あり	なし	熱貫流率 U値 (W/m ² K)	日射熱取得率 77値					性能指標	性能指標							
選択	直接記入	選択	選択	選択	選択	直接記入	自動表記	自動表記	選択	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記	自動表記				
1	1階	和室	1	南	一重窓	引違い	16020	1640	2030	3.33	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					2.19	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
1	1階	LDK	2	南	一重窓	引違い	16520	1690	2030	3.43	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					2.19	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
3	1階	玄関	4	北	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
4	1階	ホール	5	北	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
5	1階	トイレ	6	北	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
6	1階	洗面所	7	北	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
7	1階	浴室	8	西	一重窓	引違い	11407	1185	770	0.91	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	13					1.96	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
9	1階	LDK	10	西	一重窓	引違い	11407	1185	770	0.91	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	13					1.96	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
2	2階	洋室2	1	南	一重窓	引違い	16518	1690	1830	3.09	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					2.19	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
10	2階	吹抜	2	南	一重窓	FIX	03613	405	1370	0.55	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.80	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
11	2階	吹抜	3	南	一重窓	FIX	03613	405	1370	0.55	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.80	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
12	2階	吹抜	4	東	一重窓	FIX	03613	405	1370	0.55	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.80	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
13	2階	吹抜	5	東	一重窓	FIX	03613	405	1370	0.55	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.80	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
14	2階	吹抜	6	東	一重窓	FIX	03613	405	1370	0.55	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.80	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
15	2階	クローゼット	7	東	一重窓	たてすべり出し	06007	640	770	0.49	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	15					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
16	2階	洋室1	8	北	一重窓	引違い	16511	1690	1170	1.98	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					2.01	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
17	2階	洋室1	9	西	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
18	2階	洋室2	10	西	一重窓	たてすべり出し	06009	640	970	0.62	計算/試験	樹脂	1	複層	LowE(日射遮蔽型)	A	16					1.87	計算/試験					別表第7	YKKAP	APW020/201 (標準型)			
⑨以下の行は直接入力です。																																	
22																																	
23																																	
24																																	
25																																	
合計開口面積							20.65																										
※1<建具の仕様>							1:(一重)木製またはプラスチック製【樹脂】		2:(一重)アルミプラスチック複合製【樹脂複合】		3:(一重)金属熱断熱構造		4:(一重)金属製アルミPcS、(二重)金属製プラスチック(木製【樹脂内窓】)		5:(一重)木製またはプラスチック製【樹脂】		6:(二重)金属製+金属製		7~13:ドア(框ドアを除く)		14:引戸												

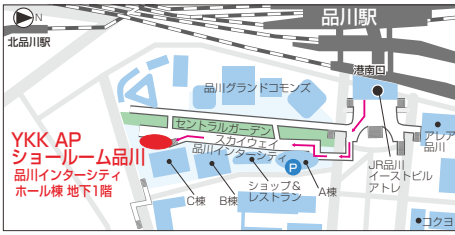
YKK APの見積・発注システムから自動発行できます。

その他

YKK AP ショールームのご案内

■ショールーム品川

2015年12月よりリニューアルのため休館いたします(2016年春開館予定)。



所在地: 東京都港区港南2-15-4
品川インターシティホール棟 地下1階



TOTO DAIKEN YKK AP
東京コラボレーション ショールーム

■ショールーム新宿

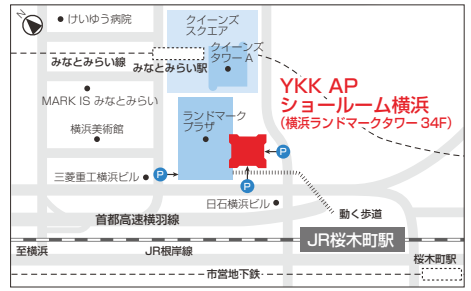


所在地: 東京都渋谷区代々木2-1-5
JR南新宿ビル 8F
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.03-5302-1434



■ショールーム横浜

TOTO YKK AP
横浜コラボレーション ショールーム



所在地: 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー 34F
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.045-228-3580



2015年11月28日オープン

■ショールーム静岡

TOTO YKK AP
静岡コラボレーション ショールーム



所在地: 静岡県静岡市駿河区曲金7-1-6
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.0120-75-0202



■ショールーム大阪

TOTO DAIKEN YKK AP
大阪コラボレーション ショールーム



所在地: 大阪府大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビル
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.06-6363-4334



■ショールーム広島

TOTO DAIKEN YKK AP
広島コラボレーション ショールーム



所在地: 広島県広島市南区宇品西4-1-36
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.082-505-2020



■ショールーム福岡

TOTO DAIKEN YKK AP
福岡コラボレーション ショールーム



所在地: 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル3F
【ご来館、展示についてのお問い合わせ】
TEL.092-292-3452



営業のご案内(全館共通)

開館時間:
10:00~17:00
休館日: 毎週水曜日(ただし、祝日の場合は開館)。
夏期休館日・年末年始休館日あり。
休館日、開館時間につきましては、事前にご確認ください。

他にも札幌・仙台・新潟・長岡・富山・金沢・福井・長野・名古屋・那覇に中小規模の展示場があります。
詳しくはYKK APのホームページをご覧ください。

※ショールームに展示されている商品は厳選されています。ご覧になりたい商品が展示されているかを事前にご確認ください。

販売店・建築会社・工務店様へのごお願い

【商品選択上のごお願い】

●商品は、使用用途・使用場所などを限定しているもの、専門施工が必要となるものがあります。商品仕様をご確認のうえ、商品を選定してください。

【組立・施工上のごお願い】

●商品の組立・施工については、必ず説明書に従ってください。

【お施主様引渡し時のごお願い】

●商品の取扱説明書(使い方&お手入れガイドブック)をご用意しています。必ず、お施主様や建築物を管理されている方にお渡しください。



YKK AP株式会社

- 表示内容は2015年12月現在のものです。
- 改良のため予告なく商品の仕様を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 商品の色は、印刷特性上実物と多少差が出ます。ご了承ください。
- 本紙上で使用する「APW」、「エピソード」、「エイピア」、「スマートドア」、「ヴェナート」、「デュガード」、「コンバイザー」、「ラフォレスタ」はYKK AP(株)の出願・登録商標です。
- 発行/2015年12月(1版) ① Printed in Japan

商品に関するご相談・お問い合わせは、

お客様相談室 まで

受付時間/月~土 9:00~17:00 (日・祝日・年末年始・夏期休暇等を除く)

■建築・設計関係者様

☎0120-72-4134

■一般のお客様

☎0120-20-4134

●お問い合わせ、ご用命は……

* B I T S - 0 2 2 - 1 *

ウェブサイト www.ykkap.co.jp/

(NO)XAAAB H15-022-1